

日程第1 一般質問

8番 柳生 仁

- (1) 高齢者の健康について
 - ・ロコモ度の確認が出来ないか
 - ・活動量計の取り組みを
- (2) 石神の松後の管理は
 - ・石神の松周辺をミニ公園に出来ないか
- (3) 令和3年度上伊那郡市植樹祭の後管理について
 - ・植樹後の後管理は

1番 片桐 邦俊

- (1) 農地転用の手続の迅速化に向けての提案について
- (2) 中川村農業観光交流センターの活動について

2番 飯島 寛

- (1) 新型コロナウイルス感染症収束後の中川村村政の方向性について

4番 大原 孝芳

- (1) 村民を自然災害から守るには
- (2) 村における新型コロナウイルス感染症への対応について

出席議員（9名）

- 1番 片桐 邦俊
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 大原 孝芳
- 5番 松村 利宏
- 6番 中塚 礼次郎
- 7番 桂川 雅信
- 8番 柳生 仁
- 9番 (欠員)
- 10番 山崎 啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	片桐 俊男	総務課長	中平 仁司
地域政策課長	松村 恵介	会計管理者	半崎 節子
保健福祉課長	眞島 俊	住民税務課長	宮崎 朋実
建設環境課長	小林 好彦	産業振興課長	松澤 広志
教育次長	桃澤 清隆	環境水道室長	

職務のために参加した者

議会事務局長 井原 伸子
書 記 座光寺 てるこ

令和3年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年9月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番 柳生仁君。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました3問について質問いたします。

初めに「高齢者の健康について」ということで質問します。

1つ目として「ロコモ度の確認が出来ないか」ということであります。

「ロコモ度の確認が出来ないか」

ロコモ度とはロコモティブシンドロームの略称であります。

ロコモティブシンドロームとは運動器の障害のため移動機能の低下を来した状態のことを表し、2007年に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念であります。略称はロコモ、和名は運動器症候群と言われております。

運動器とは体を動かすために関わる組織や器官のことで、骨、筋肉、関節、靭帯、腱、神経などから構成されています。

要介護の原因となるロコモティブシンドロームであります。

高齢化社会を迎えている日本では、平均寿命は約80歳に達し、運動器の障害によって日常生活に支障や介護が必要となる方が増加しています。

平成25年の介護が必要となった主な原因の高齢による衰弱であります。骨折・転倒、関節疾患を運動器の障害としてまとめると全体の36.1%で、一番多い原因となります。

また、要支援1では52.1%、要支援2では49.6%と約半分を占めており、運動器の障害をきっかけに日常生活の自立度が下がりやすいことが分かります。

脳血管障害で身体に麻痺などの運動器の障害が生じることが多く、介護の原因に運動器の障害が大きく関与していることがうかがえます。

平均寿命が延びている分だけ運動器の健康を長く保ち続ける必要があります。国民一人一人が運動器の健康維持に対して関心を向け、ロコモティブシンドロームを予防するための運動習慣が推奨されています。

この質問については、ある委員のHさんからお話を聞き、質問しようと決めました。村の高齢者の集まりでロコモ度の確認を行い、いつまでも自立して歩ける体をつく

るお手伝いできないかということを知りたいわけでありまして。

私たちの日々の健康は、まず歩くことが大変重要と思っておりますし、健康の第一歩は下半身の健康と思っております。

現在はコロナでもって活動が止まっていますが、各地区の老人会などで簡単な方法でロコモの確認ができます。

参考資料を見れば分かりますけれども、ロコモ度テスト1では両手を胸にクロスして高さ40cmの椅子から片足で立つというものであります。このテスト1がクリアできないときはロコモ度テスト2へ行きます。

ここでは、できるだけ大股で一歩二歩と歩き、その長さを計測します。資料2であります。この2歩幅割る身長で、そこで数字が出てきますけれども、ここで1.1以上～1.3未満でありますとロコモ度1だということでありまして。また、これが0.9以上～1.1未満の場合はロコモ度2となりまして、これがクリアできないときは、この後にロコモ度テスト3があります。

ここでは25項目について問診がありますが、いずれにせよ難しいものではなく、楽しく自分のロコモの確認、健康の確認ができます。

村でこのロコモ度の確認をしたらどうかということを知りたいわけでありまして。

参考資料を見れば分かりますけれども、絵のように腰かけて立ち上がるというものでもありますけれども、最初は両足で立ってみて、その後、片足で立つという仕組みであります。

今言われているところでは、高齢者でなくて、意外と若い方もロコモ度1がクリアできない方がおると聞いております。

自分も日々一生懸命歩いておりますけれども、これで立つのにはやっとで立っております。

そしてロコモ度テスト2につきましては、今議場にいらっしゃいます皆様は大股で歩きますので簡単にクリアできるかなあと、こう思っておるわけでありまして。

そして25項目の問診でありますけれども、ここでは、頸部や肩や腕、どこかに痛みがあるかどうか、そんな質問とか、背中、腰、お尻、どこかに痛みがあるかどうか、それからまた、ふだんの生活で体を動かすのにどのぐらいつらいとか、ベッドから起きるときや横になったときに苦痛とか、そんなようなことが25項目あり、このまとめのほうは担当者じゃないとうまくまとめられないわけでありまして。

こういったことで、ロコモ度を確認することでもって、より高齢者が健康で長生きできるかなあと思います。

高齢でありますと、まず健康で日々が暮らせること、あまり困難なく自分で歩けること、これが私は最重要かと思っておりますし、この健康が確保できれば国保にも一定の成果が上がってくるかなあと、こんなふうに思っておりますけれども、村の考えをお聞きします。

○保健福祉課長 高齢者の集まりなどでロコモ度の確認ができないかという御質問についてお答えいたします。

健康でいつまでも自立した生活を続けることは、誰もが願っていることであります。ロコモは運動器の障害によって要介護のリスクが高い状態ですので、議員の説明のとおりロコモ度を確認することは1つの指標として有効かと思えます。

村では、今年度から要介護の原因となる高齢者の虚弱——フレイルと呼ばれておりますが——これを予防するため、今までも行われておりました地区の健康体操の会に作業療法士を派遣しまして体力測定を実施しています。

御存じのとおりコロナ禍のため、まだなかなか集まりが開催できないということで5か所での実施となっておりますが、この中では、問診や体力測定を行い、性別、年代の基準値と比較して御自身の健康状態に気づいて、日常での運動や生活の参考にしてもらっております。その中にはロコモ度の確認に近い項目も含まれていると認識しております。

コロナ禍で大人数が集まることができない状態ではありますが、ロコモ度の確認も含め、有効な指標を活用しながら自身の健康状況を把握していただき、予防につなげていくよう努めてまいりたいと思えます。

○8 番 (柳生 仁) 村では既に取り組んでおるとい話でありますし、ロコモ度のほうも併せて取り組んでいただきたいと思っております。

村長には書いてありませんけれども、村長は高齢者の健康について一番村の村長として考えなきゃならない立場でありますけれども、どのように考えておられるか、また高齢者の健康の維持についてどんなお考えか、お聞きしたいと思えます。

○村 長 高齢者の皆さんの健康の維持につきましては、健康年齢を引き上げていくという、最近はその概念がよく言われておまして、今、一番は、健康でなるべく自立して助けを借りずに生活をできる期間が長いということが一番願うところだと思いますし、できればそういうふうに御自身も気をつけていただく、積極的にそういうことをやっただくことによって健康年齢も引き上がるんだらうと思えます。

そういう意味では、今、保健福祉課長が答えましたとおり、村も、できるだけいろんな集まりの中で健康を保つ、運動機能を保っていくってことを高齢者の皆さんにいろんな機会を捉えて取り組んでいただくようなことをやり始めておりますので、そういう意味では私も大変必要なこと、重要なことだというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 前向きにそれぞれの立場でもって御返事いただきまして、うれしく思っております。

前に言ったことありましたけれども、中川村の農家の方たちが上下伊那では一番健康だと言われてきております。これはあるセミナーで聞いた話であります。

健康プラス、やっぱりロコモ度調査をして、どのくらい健康かっていう、本当に足腰が丈夫かっていうことを再認識していただくようなことが大事じゃないかと思っております。

また、女性専門の運動をやっている何かあっていうところがありますけれども、ここでは、高さは40cmじゃありませんけれどもロコモ度の具合を見ているということで、ここでは片足でもって立つのを1分間に何回できるか、こんなことをしておるよ

うであります。そういったところへ通っていると足腰も強くなって、また楽しく暮らしていけるようなふう聞いております。

村の方たちの高齢の方たちの足腰が丈夫なら歩けるし楽しいので、ぜひともこの点についてしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

ぜひ村長もうちへ帰ったら40cmの椅子から立ち上がってみてください。もしかしたら立てないかもしれません。(笑声)

次に参ります。

「活動量計の取り組みを」でありますけれども、このことは以前にも質問しております。

以前に活動量計に取組をとということで質問しましたが、当時の課長の答弁は、村ではマンパワーが不足しておってできないっていう回答でありました。

前段のロコモ度と関連しますけれども、高齢者がいつまでも元気に歳を重ねることは大変うれしいことであります。

中川村では高齢者が近隣と比較して大変元気に農業をしているということセミナーで聞くことができました。私は大変うれしく思い、また誇りに思いました。

活動量計の取組は、毎日の自分の歩数と、ただ歩数じゃなくて活動量が分かるようになっております。

駒ヶ根市では、月1回パソコンにかざしデータを出して、1か月の活動について説明をさせていただきます。

また、指定されたクリニックほか、昭和伊南総合病院や保健センターなど、各所で親切丁寧に説明していただいております。

伊南は一つと言われて長い月日が流れておりますけれども、昭和伊南総合病院は伊南の公的病院であり、駒ヶ根市とは深いつながりがあるわけであります。

中川村でも駒ヶ根市と連携を取りながら村内の医院や保健センターや役場などで活動量計の取組をしたらいいかと思っております。

また、頑張っている高齢者が健康で元気なのは村の目指すところと思っております。マンパワーがないなんていうことを言わないように、これはマンパワーがなくても私はできると思っておりますので、担当課長、村長の考えをお聞きします。

○保健福祉課長 ただいまの質問の関係であります、運動習慣の普及と定着は介護や寝たきりの要因となる虚弱を予防する観点から有効と認識しております。

携帯電話やスマートフォンが普及している中で、いろいろな健康アプリや器具が出ており、活用している方も多いかと思えます。

個人の運動量や活動量を見える化することで意識と運動の継続が図られているものと思っております。

駒ヶ根市の事業の関係であります、駒ヶ根市は外出させることを重視し、体の健康を保つための指標として中強度の運動量に特化しまして活動量計をカスタマイズしているそうであります。

本年8月30日から事務局を市の保健センターから社会福祉法人が運営するゴッ

チャ！ウェルネス駒ヶ根に移転し、事業運営を委託された法人が専門職を配置し相談業務や指導を行っているようであります。

現在、登録者数は1,800人余りですが、登録者の7割が60歳以上の高齢者となっているようであります。

費用の面でありますが、委託費や保守費を含めて総事業費が年間900万～1,000万円程度かかっているというふうに聞いております。

村での対応とか考え方でありますが、議員の言われるように高齢者が元気で健康に過ごすことは村の目指すところであります。

駒ヶ根市の取組は、実行した、意識して歩いた実績を見える化することで、目標達成感や運動継続のツールとしては有効な手段だと思っております。

継続した運動、特に歩行数の確保は健康寿命を延ばし、介護予防や認知症予防へつながります。

中川村への導入であります。各個人ごとの状況を聞き取っての相談や設定調整、その実績を確認し指導する人的な整備、それと活動量計の保守及び取得データの活用なども含めた目的を明らかにし事業設計する必要があると思っております。

専門職や医療機関の協力も当然必要であります。どんなツールを使うか、また費用対効果はどうかということも考慮しながら、高齢者だけではなく、真に健康指導が必要な中高年層も取り込めるような予防事業を中心としたシステムを今後検討していきたいと思っております。

以上であります。

○村 長 　　ただいま保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきました。

駒ヶ根市は市から社会福祉法人に委託をしております。

この件について調査した中では1,200万円ほどの委託料も発生をしておりますし、ほかにも費用がかかっているということが言えるかと思えます。

駒ヶ根市の例を取れば多くの市民の方が使えば確かに健康年齢も上がっていくでしょうし、それが先ほど議員もおっしゃったように医療費ですとか介護給付費等を少なくしていく効果っていうのは恐らく表れるのではないかと、そういう可能性はあるというふうに思いますが、何しろお金がかかるということをもって、マンパワーということも併せて、いわゆる費用対効果という点で考えていきますと、これを併せて見たときに中川村で実施できるかどうかということは、やはりまだ慎重に考える必要があるというふうに思います。

ただ、今は、先ほどからお話がありましたとおり、いわゆるいきいきサロンのような場所に出向いて、先ほど説明があったとおり作業療法士の方の協力で健康体操の中にいろんなものを取り入れていくというような、そういうことをすることによって自分の現在の状況をまず知ってもらい、こういう取組を始めたばかりですから、こんな取組を通じて、実際には健康寿命といいますか、具体的にはそういったことをできるだけ長くしていくようなことにつなげていきたいと、こんなことを今思っております。

○8 番 　　(柳生 仁) 　　ただいまの説明では高齢者の健康についてしっかり取り組んでいきたいという話であります。

美里の事例を申し上げますと、老人会が始まりますと大勢出てきます。出てきて、ここでしていただくのは来ていただいた方のお話とか血圧測定くらいで、その次のステップになかなか今までは進んでいなかったというのが実態であります。

前段申しましたロコモ度のチェックもそうですが、ちょっと遊び心でやってみるか、あ、できなだわってというようなことから、自分の健康をまた考えていくといいのかなあと思います。

また活動量計でありますけれども、先ほど課長も言われましたが、今はスマホとかそういったものに自分の歩数は出てきますけれども、1か月のものはグラフには出てきません。駒ヶ根のものはグラフになって出てきます。そして、医師とか保健センターとか——今度移動したわけでありましてけれども——ここでもって、よく歩いてくれていますねとか、そんな話があったりするわけでありまして。

ぜひとも活動量計の取組は、まだまだ——村長は1,200万円かかるもんで金がかかって駄目だっていう話だけれども、私は、村民の健康を考えると1,200万円が高いのか安いのか、そのはかり方はちょっと違うかなあと思っております。やはり成果があるならば、また国保的にも効果が表れるんならば、1,200万円は安いのかなあと、見方を考えればそう思っております。

いずれにしろ、そっくりロコモ度のあれじゃなくても健康について考えていただいているっていうので、もう一年しっかり見ていきたいと思っております。

それでは、次の質問の「石神の松後の管理は」ということでございますけれども、「石神の松周辺をミニ公園に出来ないか」ということで質問します。

石神の松が400年余の長い歳月を経て、今年、松くい虫の被害を受けて伐採されました。言い方は悪いかもしれませんが、ある面では石神の松が天寿を迎えたとも思っております。樹木によっては2000年とか生きる樹木もありますけれども、そう思っております。

住民の方から石神の松が忘れられないような対策が必要ではないかと聞いております。

今回のようにやむを得ず大切な歴史ある松の木が切られてしまうことは大変残念だと思います。

現在は、現地へ行ってみますと、いわれが書かれたプレートがもう既に外されております。どうして外したかは分かっておりませんが村の文化財の標柱とかはなくなったのかと思っております。工事をするために外したかもしれません。

石神の松が忘れられないように、引き続き草刈り管理をしながらミニ公園として住民の方たちや多くの方たちに知っていただいたり、子どもたちに伝えていくことが大切な地域文化と思っております。

教育長も御存じのとおり、今は東小学校の子どもたちが歴史を調査していると聞いております。また、調査した結果をどこかで発表したいと、こんな話も聞いておりま

す。歴民館の学芸員さんがこれについて非常に熱心に協力いただいております。

また、苗木については、前回のときに小町園管理していると聞きました。

また、現地でも、つい先日、草刈りをしたわけでありませけれども、何本か実生が生えており、非常に楽しみであります。

また、石神の松の歴史のパネルは——以前はパネルが掛けてありましたけれども——100年後も消えない石碑などに記してはどうかということでもあります。

費用などについては、そんなに大金ではないので、1年で済む事業でありますので、村でも次年度へ向けて予算を立ててもいいのかと思っておりますし、また足りない分は村民の方から寄附をとという声もあります。

このことにつきましては南向だけじゃなくて片桐地区の方も関心を持ってきておりますけれども、村としてこの考えをどう思っているか、考えをお聞きます。

これまでの経過にも若干触れながらお答えをさせていただきます。

石神の松が枯れてしまうことが分かってから、根元に新芽が育っていることを確認いたしました。何とか子孫を残したいということで、今年4月に、今お話がありましたように育てていた実生を5本、小町園さんに御協力いただいて今育てております。今のところ順調に育っております、いずれ現地に戻していきたいというふうにも考えております。

また、根元にある残りの実生につきましては、そのまま現地で成長を見守っていく方向で考えております。

そして、6月に伐採清はらいを、7月に伐採を行ったわけですが、根の部分は今抜いてしまいますと現地の形状が変わってしまうことが想定されるために、一旦現地についてはそのままにしまして、これからの根の状態を確認しながら対応のほうを考えていきたいというふうに思っております。

そうしますと、現地は石神の松の根をそのまま残して、そこに実生が数本生えている状態が続くということになります。

これからも現地をしっかりと守っていくために、周辺の草刈り等の管理につきましてはこれまでどおり大草夢クラブの皆様をお願いしていく考えであります。

これまで村民の皆様が大事にして伝えてきた石神の松の歴史を後世に伝えていくこと、このこと自体は大変重要なことであるというふうに考えております。

まずは石神の松の実生が現地で根づくような取組に注力をしていきたいと考えております。

よって、今のところ、まだ御提案のミニ公園かであるとか石碑の建立といったような具体的な計画は持っておりませけれども、今後、御提案を参考にさせていただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 現在、パネルが外されてしまって、知らない人が来ても全く分からないということでもあります。上のバス停はもうミニパークとなっておりますけれども、何かこの間も聞いてみますと、結構人が見に来るんだよなあっていう、こんな話がありました。来てもらっても、いわれを書いた伝説のパネルがありません。伝説は

本当に昔のことであって、今みたいに天気がすぐ分かったとか、そういう時代じゃなくて、占い師によって台風とか嵐を鎮める、こんな時代で、本当に夢が多いわけでありませけれども、このパネルを外した要因と今後の対応をもう一度お願いします。

○教育長 パネルについては伐採の工事に関わって外したものと承知をしております。

現地については今お話ししたように実生を守りながらこれからの管理をさらに進めていくということにしておりますので、確かに今の状態は何もない状態にはなっておりますので、どうするかというところは、新たなそうした計画に向けるまでにそれも含めて検討させていただきたいと思えます。

○8 番 (柳生 仁) 行政の検討とか対処とかはなかなか後に続きにくい言葉でありますけれども、まず石碑を造ってほしいという住民の方の意見、このことはぜひ尊重してもらって新年度予算にしっかり考えてもらえるかどうか。ああした大事なものをなんで村が石碑ぐらいつけてもいいのかなあと思っておりますけれども、そこら辺はまだ答弁はできませんか。

というのは、今日のこの放送を直接聞いてくださっている住民の方もいらっしゃるようでありますので、村としてこの伝説をどう残していくか、ある時期になると忘れられちゃうっていう心配があり、前段で言ったように100年たっても腐らない石碑みたいなものを造ってもいいのかなって、そんな強い意見もあったわけであります。

ミニ公園のほうもなかなか答えができないということでもありますけれども、ミニ公園として親しまれて、またそこにきちんといわれの書いてあるパネルでもいいわけでありますけれどもあれば、住民の方々がまた親しく寄ってこれるかと思えます。

三共の方々には行者様のほくらとか言って守ってくれておるわけでもありますけれども、ちょっと答えがしっくりしないんですけれども、村長、石碑みたいなものを考えてはいかがかということで、いかがでしょうか。

○議長 村長、通告はありませんが、いいですか。

通告にはありませんけど、いいですか。

○村長 石神の松については伝説と伝承の松として村の文化財の中にも報じされて記されておるところです。

今回、不幸にしてといたしますか、長年の風雨、それから松くい虫かもしれません、それがもとで倒れて枯れてしまったということでもありますので、これはこれとして記録をしていく、これにとどめるべきだと思います。

これは行政が答えることかどうか分かりませんが、例えば史跡であるとか文化財的な価値があるものは、これはそれなりの機関がちゃんと必要と認めれば、これは史跡として、あるいはここにこういうものがあったということは残していくべきでありませしょうし、このことについては、むしろ文化財的は意味から言いますと教育委員会あるいは文化財調査委員会がどういう判断をするかということであろうと思えますので、村がどうこう言うことではないいうふうに私は考えております。

○8 番 (柳生 仁) 村長からもある面では前向きな回答をいただいたかと思っておりますし、特に住民の方からも大事なもので史跡としても残してほしいということ

聞いておりますので、ぜひ参考に今後の協議をいただければと思っております。

3つ目の質問でありますけれども「令和3年度上伊那郡市植樹祭の後管理について」でございますが、「植樹後の後管理は」ということで質問します。

今年、陣馬形にて上伊那郡市植樹祭が5月19日に行われ、広葉樹が植樹されました。今年は新型コロナの影響でみどりの少年団は参加できませんでしたが、また天候も悪く植樹が終了次第解散ということで、従来とちょっと違って寂しかったかなあと思っております。

今後の後管理をどのように考えているかでございますが、8月に現地へ行ってみますと、きれいに下草が刈ってありました。

以前、八十二銀行さんが広葉樹の植林をしていただき、何回か下草刈りに参加をいたしました。現在は大きく育ちまして、間もなく1回目の間伐になるかなあと思っております。

さらに、猿、鹿、イノシシが春から出没し、農家に被害を与えてきております。こうした獣たちが人間に追い払われることがなくて楽しめる森になることがあるかと思うと、私はわくわくしてきます。

今年の植樹後の後管理を5年またそれ以上かもしれないかもしれませんが手入れをする必要があるわけでありまして、行政で管理するだけじゃなくて、水源の森の保全の意味から多くの参加呼びかけでもって年に何回か下草刈りがしたいものだと思っております。

また、昼はできれば豚汁が出るといいなあと思っておりますけれども、村の考えをお聞きます。

上伊那郡市植樹祭の後管理についてお答えをいたします。

今回の上伊那郡市植樹祭は第49回を数え、前回は平成26年に同じく陣馬形山山頂で育樹祭として開催をしました。その際には周辺の森林整備を行い、平成25年に植樹を行った八十二銀行の森林の里親事業によるミズナラの下草刈りもこのときに併せて行っております。

御指摘のように植栽を行った後の下草刈りは非常に重要な育樹作業の1つであり、獣害防護柵の管理とともに、ある程度まで成長する期間の必要作業であります。

今回の植樹箇所につきましては、村が7月に下草刈りを行い、来年度からは森林経営計画に植栽地を編入することで県の補助事業を入れながら整備を行っていく予定であります。

また、毎年開催している村育樹祭においても、八十二銀行による植栽地と併せてみどりの少年団をはじめとする関係する皆さんに御協力をいただきながら整備作業を行いたいというふうに考えております。

本年4月から陣馬形山キャンプ場が有料化され、利用者に大変好評をいただき、陣馬形山のイメージアップが図られています。

これまでも県の観光ページなどで多くの閲覧者がいることを考えましても、陣馬形山の魅力は山麓も含めて村の魅力度向上に大きく貢献していることと思われま

このような状況から、一般の方に呼びかけることで多くの方の御理解をいただきながら下草刈りなどの作業ができれば、村としても大変助かる部分があり、かつ村への関心と呼び込むことにもつながります。ボランティア作業ではありますが、実施する際には作業者の保険加入などで安全に配慮し、豚汁などの振る舞いも必要かと思われま

すので、これまで同様に予算化を図ってまいりたいというふうに考えます。村育樹祭については、村民の皆さんが陣馬形山を知り、森林に親しむ機会として開催し、補助事業による下草刈りと併せて植栽した樹木の成長を大切に見守っていき

たいというふうに考えております。○8番（柳生 仁） これからの管理については一般にも呼びかけて取り組んでいきたいというし、県の補助をもらって毎年やっていきたいというお話がありまして大変うれしく思っております。

私は今までも水源の森保全の一般質問をしておるわけでありまして。

今後に向けてでございますけれども、現在のところは草刈り管理をしていくわけでありまして、できるだけ広葉樹を奥山に増やして獣の暮らせる森づくりを目指していきたくと思っております。

ずっと先になってしまうかも分かりませんが、今後、村として植樹祭にヒノキやそういった針葉樹じゃなくて広葉樹を植えていく計画はどのように思っているか。まだ計画はないかもしれませんが、できるだけ里山でもって獣被害が出ないように奥山へ行ってもらう環境づくり、そして水源の森の保全についても広葉樹に切り替えていく必要があると思っておりますけれども、その計画について分かりましたらお願いします。

○議長 通告にありませんが大丈夫ですか。断りますか。

○産業振興課長 今御質問のことでありますけれども、森林については、森林経営計画について村のほうで現在検討を行っております。こちらについては、将来的に森林譲与税とかの移譲によりまして村が主体になって計画を立てていくというようなところもありますので、そういった面も含めまして検討を行っていただければというふうに考えております。

○8番（柳生 仁） 今は関連で質問したんで、通告があるかないかじゃないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

水源の森の保全については長い歳月をかけて行っていくものでありますけれども、ぜひ村でもってこうした広葉樹を植えてもらって、獣たちの暮らす楽園が日本で最も美しい村の中川村からできるように取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 これで柳生仁君の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊君。

○1番（片桐 邦俊） 私は、さきに通告いたしました2間につきまして質問したいと思います。

まず「農地転用の手続の迅速化に向けての提案について」ということであります。農地は、住民のための限られた資源かつ地域における貴重な資源であり、耕作者に

○産業振興課長

よる農地の所有が果たす重要な役割を踏まえ、農地を農地以外のものにするのを農地法により規制していることは御存じのとおりであります。住宅や倉庫等を建てる際にほかによい土地が見つからず、やむを得ず農用地への建設を希望する人にとって農地転換の手續期間が長いなどの意見を住民の方からいただき、改善が必要と思ひ、迅速化に向けての提案をしたいと思ひ質問をいたしたいと思ひます。

農用地区域内の農地を住宅等の用地として利用したい場合に行う農業振興地域整備計画の変更手續——いわゆる農振除外でありますけれども——についてですが、中川村の農振除外の受付期間——これは申請書を提出する期間であります——10月と2月の年2回ということになっております。

実は上伊那管内の市町村を調べてみましたけれども、伊那市、それから駒ヶ根市、それから飯島町につきましては年3回となっております、ほかの町村については年2回となっております。

また所要期間でありますけれども、中川村につきましてはホームページ上で調べてみると6か月～8か月という書き方になっております。

極端な話でありますけれども、例えば3月に農用地への住宅建設を考えたとしても申請できるのは10月となってしまいます。

伊那市、駒ヶ根市、飯島町に比べれば年間の申請数は少なく、効率を考えると年2回となるのかもしれませんが、住民の利便性を考えると中川村も受付を年3回としたらと考えます。

農振除外は通常年2回開催されている村の農業振興審議会で審議されますけれども、条例を見ても年2回という定めはなかったというように思っております。

これに對しまして村の考えをお伺いしたいと思ひます。

○村 長 村民の方の利便性、こういったものを考えますと年3回にするのが理想であります。

3回にすると、県との現地確認の協議ですとか書類の作成、審議会の開催回数増加による負担が増えていくということは確実なことあります。

議員のおっしゃるとおり伊那市、駒ヶ根市、飯島町につきましては農振除外申請件数が比較的多いということもありまして、審議会や県の協議会において1回当たりの案件数を減らしていくと、こういう意味もありまして年3回の受付となっているというふうに担当には聞いておるところであります。

当村では審議会1回当たりに3件～5件ほどと案件は少ないという現状があります。村民のニーズと村の負担を考慮して、このことについては検討する必要があるというふうに思っております。

なお、申請から除外完了までの所要期間6～8か月につきましては、年3回の受付にしてもこれを短縮するという事は難しい、こういう状況のようであります。

○1 番 (片桐 邦俊) また後ほど申し上げますけれども、今、村長から答弁があったとおり確かに負担はかなり増えるのかなあと思っております。

しかしながら、住民のやっぱり利便性、サービスということを考えると、やはりここら辺は避けては通れない部分ではないかと思ひます。申請件数は少ないわけではあ

りますけれども、やはり手續の迅速化に向けてっていうことを検討していくべきだということに私は考えております。

また後ほど、この部分については再度お願いをしたいというふうに思っております。それに併せまして続けて申し上げたいと思ひます。

次の質問に入りたいと思ひますが、農地法による規制を基に農地を農地以外のものに転用するためには、現在の中川村では県知事の許可を受ける必要があります。

平成27年に公布された農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の改正によって、農林水産大臣が指定する市町村は、農地転用許可制度の適正な運用と優良農地を確保する目標を立てる等の基準を満たす場合には、県に代わり農地転用許可及び開発許可を行うことができるようになっております。

実は長野県内にこの指定をされた市町村がどのくらいあるだろうということで調べてみますと、令和3年7月現在で伊那市、飯田市、高森町、この3市町でありました。

飯田市では、市の土地利用方針に沿って農地を確保しつつ、市が自ら実施する移住等を目的とした住宅建設が市の判断でできるようになることを期待しており、農地転用許可に関わる事務処理期間として40日ほどかかっていたものが、県の審査等が不要になり期間が4割ほど短縮されたようであります。

この指定市町村は転用する農地の面積が4haを超えるような大規模な転用も適用されております。

また4ha以下については農地転用許可権限を県知事から各市町村長に移譲された権限移譲市町村の制度もあり、これも調べてみると長野県内では上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村、飯綱町の7市町村が権限移譲されております。

先ほど村長からお話がありましたけれども、村の責任や事務処理手数、それから事務体制など、負担は大きく出てくるとは思ひますけれども、手續の迅速化を図るために中川村でも検討できないかと考えます。

検討するにしても中川村としては4ha以下の権限移譲市町村の制度だと思ひますが、村の見解をお伺いしたいと思ひます。

○村 長 権限移譲につきましては、転用申請から許可までの時間が短縮されるというメリットがある一方、それまで県が行ってございました許可証発行業務などの事務が増えます。

また、農業委員会事務局職員の農地法に基づく知識・能力向上が求められることとなりますし、訴訟等が仮にあった場合の対応が今度は権限移譲された市町村に来ると、こういうことを覚悟しなければなりません。この面では非常に大きな負担になる場合もあります。

農地法に基づく申請も多様化・複雑化をしております、事務局における判断が困難な場合が増えております。そういう中で、権限移譲については慎重に検討する必要があるというふうに私は思っております。

権限移譲されている市町村が県内では7市町村で、多いというふうに見るか7市町村にとどまっているというふうに見るか、これは見方によるわけでありましてけれども、これは他の市町村、中川村もそうでありますけれども、多くの市町村がやはりか

なり慎重に考えていると、こういうことを申し上げたいと思っております。

確かに議員の提案についてはもっともなことだと思いますし、こういう時期に来ているのかもしれませんが。

しかしながら、この権限移譲を受けるということに対しての責任感といいますか、これを考えたときに、やはりこれはまだまだ時期尚早ではないかというふうに感じておるところであります。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長のほうからは時期尚早というような話がありました。

これも最後のほうでまたお願いをしたいと思えますけれども、全く今の段階では考えないということがないように、やっぱり今後に向けて検討していくことが必要だと思いますので、また後ほど若干お願いをしたいというように思っております。

それに伴いまして、農振除外、それから農地転用をするに当たっては、優良農地を確保するっていうことが大前提ではあります。

しかしながら、現状の全ての今の現状の農地を維持していくというのは担い手問題もありまして不可能に近いというように思っております。

昨日も若干、村長のお話の中では出ておりましたけれども、そのためにも農業委員会と連携して将来に向けて維持していく農地と、それからそうでない農地の区分っていうものをしっかりして、やっぱりそれを関係者全員が統一した意識を持ちながらこれからの施策に進むということが必要かなあと思っております。

また、このことについていますか、いわゆる維持していく農地とそうでない農地を区分しながら、いわゆる最終的に残していく優良農地っていうものの目標を立てることがやはり必要だというように思っております。

実は、先ほど申し上げました指定市町村とか、そういった制度の中で申請をしていく中には、やはり最終目的、優良農地をどのくらい確保していくのかっていう最終目的を持ちながら申請をしていかななくてはならないという項目がありましたので、いわゆる指定市町村等、権限移譲される申請はしないにしても、やっぱりこういった区分っていうのは必ず必要だと思っておりますし、それを村だけの囲いで囲っておかずに、やっぱり関係者で意識統一をするということが必要かなあというように思えますけれども、村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 まずお答えをしたいわけですが、農地とは何かということでもありますけれども、まず耕作をして農産物を生産してこそその農地であるということが大前提だと思います。

人口減少が非常に大きい、そういう中で、当然、今農業に携わっている方も減っていきます。農地を維持するのが大変になっている現在、将来も全て守るという発想はあり得ないというふうに私も思います。

昨年から農業委員会でも話題に出ておまして、区分けを始めつつあります。山間部にあり将来的に非農地となっても周囲に支障のない耕作条件の悪い農地については限界の農地として地図上でピックアップをし、6月の農地パトロールの際にも現地を確認したところでございます。

今後は、より長期的な目線で維持していくべき農地とそうでない農地の区分けを行い、各地区で開催予定の人・農地プランの話合の際などに地元にも照会を行うなどして方向性を検討してまいります。

もう一つ、議員の御質問を聞きながら私も思いましたが、やはりこの問題を起こしているのは、実は所有者の問題もあるかと思っております。農地を持ちながら、これを何とか維持しよう、耕作しようという気力がないとは言いませんけれども、そういうことをやはり皆さんが放棄していく、そういう傾向が非常に強いわけでありまして、やっぱりこの意識を何とかしなければこの問題は片がつかないだろうと思えます。

そういう意味で、今はちょっとコロナの中で集落へ出向いて話合いがなかなかできませんが、所有をしている全ての皆さんに出てきてもらって、やっぱりこの問題について自分の問題として考えていただく、中川村は農業中心の村でありますけれども、これがないと立ち行かなくなるかもしれない、こんな危機的な話も議員の御質問を受けながら思ったところでもあります。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長から答弁をいただきましたけれども、最後にいただきました所有者の意識問題、こちら辺もやっぱり大切な部分だと思っておりますし、そんなことを含めて、今のコロナ禍の中ではなかなか集会等はできませんけれども、ぜひ今後ともこういった中で検討をする機会をぜひ持っていただきたいというように思っております。

それで、一応、農地転用の手続の迅速化ということで今回提案をしたわけでありませうけど、その目的といいますか理由につきましては次のようなことからであります。

それは、社会の成熟化、また現在のコロナ禍の影響に伴いまして生き方や働き方につきまして国民の価値観っていうものが多様化してきているということが今現在言われておりますし、昨日も一般質問で出ておりましたけれども、テレワーク等が可能になっておりますために都市住民の地方への定住願望の高まりがうかがえるわけがあります。

例えば地域おこし協力隊員は年々制度の利用者が全国的にも増加しており、任務終了後も多くの人が定住し、起業や就農をしています。中川村でも同様の状況だというように思っております。

直接的な定住・移住対策としては昨日からも議論されている住宅問題であり、就農希望者にとっては土地取得の問題であります。就農希望者はできるだけ農地の近くに住宅を持ちたいという思いもあると思えます。

また、今後考えていかななくてはならないことは、昨日も一般質問で出ておりましたけれども、企業誘致等の問題も含め、あくまでも優良農地の確保を優先しなくてはなりませんけれども、農地転用する場合の迅速化は移住・定住対策のポイントの1つと思えますので、メリット、デメリットはあると思えますが、特に先ほど村長の言われたメリットっていいですか、まだまだ今の現状の村の体制では心配が多いというようなお話もありましたけれども、将来に向けては、やっぱりこのことについてここで検討をしないのではなく、ぜひ検討していただきたいと思いますというように思っております。

いわゆる指定市町村、それから権限移譲の市町村っていう形の制度ではなくても、最初に申しあげました農振除外等の申請の年2回を3回にするという部分だけでも、やはり先ほど言われたとおり所要期間は変わりませんが、実際に約半年のものが4か月、2か月ぐらいつつは短縮されると、申請を万が一すると、先ほど言ったとおり3月に建設を決めた人も10月まで待つことなく、6月なり、そういうところで申請ができると、もう一回増えとなれば、やはりその部分だけ短縮ができるというように考えますので、ぜひそんなことも含めて御検討をしていただきたいというように思いますけれども、最後にもう一度答弁をいただきたいと思います。

○村長 村内の新規就農者につきましても住宅確保っていうのは非常に難しい問題となっております。

就農を予定しております地域おこし協力隊隊員も現時点で圃場の確保はできておりますけれども、住宅もしくは住宅用地の確保には至っておりません。

農地法は農地保全のための法律であり、農地を転用する行為に対しては強い制限がかけられておるのが現状でございます。

移住促進のための住宅地確保を進める施策、これとは場合によっては相反するという面があるのも御承知かと思えます。

最後に議員の御質問でありますけれども、御提案をしていただきました年2回の振興審議会の3回開催、それから権限受託はちょっとかなり難しいかなあとと思っておりますけれども、事務処理体制の見直しも含めて、この2つについてはトータルで、つまり総合的にどうなんだろうということをしっかり検証した上で検討をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

当然、農業委員会と情報共有をしていくということは大前提でありますので、ますます農業委員会との連携といいますか、そういったことは密にしていきたい、こういうふうに考えております。

○1番 (片桐 邦俊) 前向きな答弁をいただきました。

ぜひ、いわゆる農地転用の迅速化というだけでなく、村長が今までも政策の中心として挙げられております産業のこれからの振興策、特に農業の振興策という部分を含めて、やはり農業委員会等、関係機関との連携っていうのがやっぱり村としても重要なことだというように思っておりますので、ぜひこんなことを含めて、農地転用の迅速化っていうこともぜひ頭の片隅に入れていただきながら、今後、検討会等をぜひお願いをしていきたいというふうに思っております。そんなことをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思えます。

次は「中川村農業観光交流センターの活動について」ということでございます。

昨日も3番議員のほうから農業観光交流センターにつきましては質問があったわけでありまして、私のほうからも活動につきましても幾つか質問をさせていただきたいというように考えております。

まず最初に、中川村農業観光交流センター——以下は交流センターと言いますけれども——が本年4月にオープンして半年が過ぎたわけでありまして。

先日、村長に提出された農業委員会の農業施策に関する意見書でも交流センターに寄せる期待っていうものは大変大きいというように報告されております。

まだ半年ですし、また現在のコロナ禍の中で十分な活動ではないかもしれません。昨日も村長から様々な活動を進めてくれているとの説明がありましたが、現状までの交流センターをどう評価しているのか、できれば評価に併せて今後期待されることも含めてお伺いできればと思いますが、よろしく願いいたします。

○村長 農業委員会から提出をされました意見書には、農家のためのホームページ作成、農産物の販売、空き農地情報の調査及び農地の配分、ホームページやSNSを利用した農業者や農産物に関する情報発信など、多岐にわたる事業に取り組むことが要望として記されております。

これらの提言や意見を踏まえる中で、4月の開所以来、交流センターの活動については検討を進めながら取組を進めてきておるところでございます。

施設整備に向けた当初段階での議論によりまして活動の中心に農業振興を置くこととされてまいりましたけれども、農業だけでなく、広い視点から地域の資源を生かした活性化や交流人口の拡大に向け、美しい村中川の自然や文化、地域の農業を生かした村の魅力を発信することを事業の柱としていく予定でございます。

現在は、村の魅力を発信するためにふるさと納税制度や施設内の展示スペース、物産展などの機会を活用した農産物や生産者、観光資源などの紹介に取り組んでおりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もある中で一定の成果を感じておるところでございます。

特に中川村の魅力を発信するために取り組んでいますふるさと納税制度の活用につきましては寄附者の大幅な増加が数字として表れているところであり、今後も生産者との情報交換を随時行いながら交流センターの事業の柱として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番 (片桐 邦俊) 今答弁いただきました。

昨日の3番議員の質問の中でのお答えにもあったし、3番議員からもそういった話がありましたけれども、やはり私も交流センター自体は農業に関することだけではないというように思っておりますし、最終的には関係人口なり交流人口っていうか、そういうものを拡大していく、いわゆる中川村のファンをつくっていくっていうことがやっぱり交流センターの重要な使命なのかなあとというように私も思っております。

そんなことで、村長の今お話のありました業務内容といいますか期待する内容について職員の方々も十分分かってはおると思っておりますけれども、ぜひ職員の方々に意識を持っていただきながら活動を進めていただければと思っております。

実は私も収穫体験やそういうものがしっかり始まっていることも見ておりますし、実際に物産展っていうか、あそこで農産物の販売等がされているときには顔を出して見ているわけでありまして、ぜひ村民も含めて多くの方々に利用していただくような施設であってほしいなというように思っております。

続いて次の質問であります。そういう中でですけれども、実は農家の方々に聞く

と、外から中の様子が見えないということもあるように聞いておりますけれども、交流センターに入りづらいという声があり、また実際に交流センターに1回も行ったことがないという農家の方々も実はいらっしゃいました。

先ほど話をしましたけど、農家の皆さんにも気軽に寄っていただいて、昨日も村長から話がありましたけれども、あそこの中には地域おこし協力隊員や、また地域支援員をやっている方もいらっしゃるということの中で、やはり相談機能っていうものも持っておると思いますので、そんなことも含めて気軽に寄っていただけるようなことが必要だと思っております。

村としてそういった部分で改善を考えている点がありましたら、外見を変えるっていうことだけではなく、内容的なことも含めて、そういった改善点を今考えられることがあればお伺いをしたいというように思います。

○村 長 施設としましては、以前は金融店舗でありまして、恐らく防犯上の観点から屋外から中が見通せないような状況に仕上がっていか、仕様であったかというふうに思っております。これは、建物のガラスに特殊な加工が施されておりまして、中をのぞけないようにしてあるということでございます。

費用的な面から施設改修によるガラスの取替えは困難でございます。これまでと同様に外からはちょっと中の様子が分かりづらい状態はこのまま続くのかなというふうに思っております。

気軽に寄っていただく取組として、交流センターでは、1つ、非破壊糖度計、潰して、赤外線が折っていかね、あれでもって糖度を計るという、その破壊タイプのものではない非破壊糖度計による果樹の糖度測定などに取り組んでおります。農業者の方が自らコンテナで果樹を持ち込んで計測するなどの活用が広がってきておりますので、まだまだ知らないという方がいるとしたら、ぜひこれはいろんな生産者部会を通じてしっかり伝えていく必要があると思っておりますので、議員の御意見は参考にしたいというふうに思っております。

また、ふるさと納税返礼品の登録支援も行っておりまして、少しずつではありますが交流センターでの相談件数も増加をしております。

以上のように交流センターの取組を生産者や地域の皆さんに知ってもらうことにより来場者は増加していくと考えておりますので、取組について様々な機会を通じてこれから広報等をしていく、こういうことが必要だというふうに感じております。

○1 番 (片桐 邦俊) 交流センターで実施されるような事業なり活動内容等につきまして、ぜひ各住民の方々に分かるような形での広報、情報の伝達っていいですか、そういうことを進めていただきたいと思っております。

お話を聞くと、非破壊糖度計も若干は安くなったようですが100万円近くするような非破壊糖度計を入れたという話もあります。やはり農家の方々はその作ったものがどの程度の品質なのかっていうのをやっぱり知りたいと思ったり、そういう部分の中で利用していただくことも必要かなあと今のお話を聞いておまして感じておりますので、ぜひそんな非破壊糖度計等を含めて今の交流センターの内容等を

つなげていっていただきたいなあと、できれば定期的につなげていっていただきたいというように考えておりますので、お伺いをしたいというように思っております。

続いて次の質問に参りますけれども、農業委員会から農業者や農産物のPRの要望が出されています。先ほど村長からもそういったお話がありました。

1つ提案としてでありますけれども、移住していらっしゃいました若手農業者の皆さん方にお手伝いをいただきながら定期的にそういった方々の情報発信をしてはどうかというように考えております。移住、就農を希望する方に見ていただきまして農業の担い手確保に少しでもつながればという思いでありますけれども、村の考えをお伺いしたいと思います。

この部分につきましては以前にもお話をした経過があろうかと思っておりますけれども、実は上伊那管内でも宮田村や箕輪町では、先に移住、就農された方々が情報発信をしながら移住、就農を考えていらっしゃる都会の方々からの相談窓口になりながら新規就農者が増加してきたと、増加に対しましてそういった新規就農者の方々が貢献してきたということがあったというふうには思っております。

そんなことで、若手農業者の方々はまだまだ技術的にも未熟な部分もあつたり、まだまだ情報発信というところまで行かないかもしれないかもしれませんが、やはり通常の生活なり農業の今の現状の苦労とか、そういうものも含めて発信をしていただければなあと、ぜひ今の生活を含めて発信していただければというふうに考えるわけでありませぬけれども、いかがでしょうか。村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 2点お答えをしたいと思いますと思っておりますが、まず御提案していただきました情報発信についてでございます。

移住して農業をしている若手農業者、就農を目的に農業研修中の地域おこし協力隊員などの現状、今はこうだけど将来こんなことをしたいという、そういう夢、動画を使ってこういったものを発信していくこと、これを考えております。そうすることで移住して農業を考える人たちの目に留まれば村に対して関心が高まると思っておりますので、前に進めます。

2点目で、動画を使った発信についても一つ考えておりますのは、コロナ禍により農産物の販売促進ツールもかなり変化が出てきております。これまでの生産・流通形態だけでなく、消費者とネット上でつながることで安定的な販売を目指す農家も徐々にではありますが村内においても増えてきております。そういう意味で、動画を使った発信、こういったことがもう一つ現行の農業者で何かできないかということも企画してみたいというふうには思っております。

ふるさと納税サイトの情報の充実を図るために、現在、生産者に焦点を当てた動画の制作に取り組んでおりまして、返礼品の公開に合わせて動画を活用していきたい、こんなことを考えております。ふるさと納税寄附者に向けて村の農業者の思いなどを発信するものでございまして、これは移住・就農希望者への情報発信や農業の担い手確保のために直接的に必要な情報とはなりませんけれども、より多くの方に村の農業の様子などを知ってもらうきっかけとなればというふうなことを期待しております。

○1 番 (片桐 邦俊) 交流センターの情報発信が観光人口、交流人口の増加とともに農業の担い手確保っていいですか、そういった部分までつながってほしいかなあというように考えております。

やっぱりこういった情報発信っていうのが1つの交流センターの大きな業務だというふうに思っておりますので、こんな部分、ぜひよろしくお願いをしたいというように思います。

続いての質問に入らせていただきますけれども、今、村長からもお話がありました。交流センター業務の中で特にふるさと納税制度の活用でございます。

実は、本日のテレビの朝のテレビを見ましたら、ふるさと納税を提唱した菅総理が今度退任するに当たって若干ふるさと納税制度の見直しが行われるのではないかなというようにお話がありました。まだ現実味を帯びた話ではないわけですが、どうもふるさと納税制度をすることによって、逆に言うと都市部の本来住民税が入ってくるべきところが減ってきておるということもあって、どうもそういうところからの意見が出ておるようであります。まだまだこれからの話だと思いますけれども、ちょっと私もそこら辺の見直してという話が出たものですからちょっと心配をしております。

ただ、中川村とすれば、やっぱりふるさと納税制度については、維持される限りやはりこれから拡大をぜひ図っていただきたいというように私は思っております。

返礼品として農産物を出荷する農家の方々の話を聞いても非常に好評であったというように考えております。生産者の方々も十分理解をしながら、そういう部分では十分経営という部分の中でも1つの位置を築けておるといような感じを受けました。

今後は、年間を通じていわゆる何種類かの農産物の時期をずらして出荷するようないアイテム、年間を通じた品目提案っていいですか、それによってふるさと納税をしていただくということ、アイテム等を充実するということを含めて拡大を図ってほしいというように考えております。

今後拡大を図る中で、返礼品対応につきましては多くの生産者にもまた声をかけていただきたいというように思っております。まだまだ限定された生産者の方々というように思っておりますけれども、これはすぐに多くの人に声をかけるということではありませんが、徐々にこれからふるさと納税の申込みが増えてくるかというように思っておりますけれども、それに合わせて生産者の拡大っていうものを含めて、公平感っていいですか、期待をしておる部分もあろうかと思っておりますので、ぜひお声がけをしていただきたいというように思っておりますけれども、村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 御質問のように返礼品に登録をいただいた農家の方々からは新たな販売ルートができたということで好評をいただいております。

ただし、これにつきましては、中川村は果樹を中心にした村であることは間違いありません。個々のお客様、固定のお客様を持っています。それと共同選果、共選、上伊那農協の共選にも出荷をしていると、こういうところがありますので、このところ

を侵害してまで増やすというのはいかなるものかなという気はしております。そこは、返礼品に応じていただいた農家の方々もそのところはわきまえて、自分の範囲の中で新たな販路として自分の農産物を広くアピールする場として使っていただいております。

議員おっしゃいますとおり、私も思いましたが、やはり恐らくリンゴの生産量は箕輪、伊那と肩を並べるか、昔から中川は個々のお客様を持っている方が非常に多いものですから、量はそれをしのぐかもしれません。

あるリンゴの生産農家からも言われました。俺のところにもたくさんあるんだけど、村長、もっとふるさと納税というものを平等にアピールして、ぜひ出す機会をみんなに与えてくれんかと、そういうことも最近聞いたところであります。

年間を通しての販売に取り組む、こういったところでのラインナップというかアイテムを充実していくこと、それと応じてくださる皆さんに広く紹介をして、こんな出し方をしたらこういうふうになりますよということは、これは直接農家のためにもなることかと思っておりますので、ぜひ続けて広げていきたいと思っております。

農産物、加工品だけではなくて、工業製品も応じていただいております。したがって、一年を通じてふるさと納税制度を活用した村の魅力発信につながる事業、こういうことから、今後とも今御指摘をいただいたことを注意して進めてまいりたいと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今お話をいただきましたけれども、今、確かに中川村の特に果樹の生産者を見ても、やはり自分の顧客をかなり持っておる人が多いというように感じております。また、JAの出荷っていうものもあって、それを侵害してはいけないというように話がありました。

逆に、そういった方々ばかりに押し付けるのもどうかなあと、先ほど平等という話がありましたけれども、ぜひ多くの方に少しでも声をかけていただいて、少しでも対応していただいて、ふるさと納税というものを感じていただくということも必要ではないかというように思っておりますので、ぜひ、そんな部分をお願いしておきたいというように思っております。

続いてお願いをしたいと思いますけれども、ふるさと納税制度の返礼品の中で特に農産物についてはありますけれども、少なからず品質等、あるいはそのほかにもクレームもあるかというように思われますが、クレームの対応につきましてはどうなっているのか、またお伺いをしたいというように思っております。

実は、私が聞いておる中では、品質っていいことではありませんけれども、品目によっては重量不足の御意見があったというようにお話を聞いております。ざっくりばらんに申し上げますと、桃5kgっていう表示をしておるようでもありますけれども、実際には送られた方が量られて、どうも5kgを切っておったということで御意見をいただいたというお話もちょっとお伺いしておるわけであります。

実は私も過去の業務の経験から、かなりそういう部分では送ってもクレームが来る、御意見が来るっていうことが農産物は多いというように思っております。

ブドウでしたら、やっぱり年によっては脱粒って問題がありますし、またリングゴですと、あまり私どもは蜜入りが全てだとは思っておりませんが、過去は蜜が入っておると腐っているというような、傷んでいるというような言い方をされましたけれども、今の現状は逆でして蜜が入っていないかったら「ふじ」じゃないって消費者が実はおるくらいでありまして、蜜が入っていないってクレームが実は来たりしてました。

そんなことも含めると、そういった年年によっての品質に対して、送ってできるだけクレームにならないような品質紹介っていいですか、品質を書いたようなもの——実は、もう村としてのパンフレットとか、そういうものはきっと入れているとは思いますが、品目によっての品質とか、そういうもので何か特記事項みたいな簡単なものややっぱり入れておく必要があるのではないかなあというように考えますけれども、いかがでしょうか。御意見をいただきたいと思っております。

○村 長 農産物は工業製品とは違まして品質が均一にはなかなかかなりにくいところがあります。

また、鮮度を保ちながら出荷するためには、一定の技術、鮮度保冷の送り方の選択も必要だというふうに思っております。

クレームの対応につきましては、返礼品を受け取っていただいた方からの連絡が入り次第返礼品の再発送を行うとともに、同様の事象が多数発生していると思われる場合には全ての寄附者に連絡をして返礼品の状態を確認し代替品の発送を行うなどの対応を行っております。

特に温度変化に弱い農産物を発送する場合は荷造りや配送時の温度の選択などに経験値が必要になってまいります。

交流センターでは農家の出荷作業に出向いて荷造りの指導を——実は今年、3番議員の質問にもありましたが大変なことがございました。こういうふうに荷造りの指導を行うとともに、農産物に温度変化が与える影響や時間の経過が鮮度に与える影響を確認しながら発送方法を決定するなど、貴重な寄附をいただいた皆様に満足いただける体制の整備を進めております。

また、返礼品には農家を紹介するチラシや必要に応じて農産物の説明のためのチラシを梱包する取組をやっと始めたところでもあります。

また、農産物については個々の農家が責任を持つという観点から何々さんのお宅の何々というような形で、責任を持ってもらうという意味でそういうタイプに変えてきておりますので、議員おっしゃられたとおり、例えば生産工程まで入れろとは申しませんが、この農産物はこんなふうにして作り、いつ収穫をした、食べ頃はいつだ、農薬はJAの基準を守って作っていますよってというようなこともきちんと責任を持って入れられるような体制を考えてまいりたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からお話があったことを実行していただければ十分かなあというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても生産者個々にやっぱり責任を持ってもらうってことは重要なことだというふうに思っております。

やはり個々の人の品質が悪くなれば、その分だけ今度は、品質が悪いと受けた消費者っていいですか発注者についてはもう二度と注文されないって経過が多いわけですので、やはり中川村のファンをつくるって部分の中では、できるだけそういうものを、品質的な部分もクレームがないようにすべきだというように考えておりますので、ぜひそんな部分でお願いをしていきたいというふうに思っております。

それで、ちょっと通告していないんですけども、実は、今お話をしましたクレームって関係では、今年、現在までに実際にどのくらいあったのか、どんなことがあったのか、もしお分かりになればお願いをしたいと思っておりますが、お分かりにならなかったら、また直に交流センターのほうに行ってお伺いしたいと思っておりますが、分かれば結構ですが、お願いしたいと思っております。

○議 長

どうですか。

○村 長

すぐには申し上げられませんので、今の御質問については後で皆さんのところに分かるようにお答えをしたいと思っております。

○1 番

(片桐 邦俊) 通告外ですので構いませんので、またどこかでちょっと教えていただきたいというふうに思っております。それで、その対応についてはどうされたかもまた含めてお願いをしたいと思っております。

あと、ちょっともう一点お伺いしたいのは、クレームは、先ほど村長さんは再発送をしておるといようなお話をされましたけれども、そういった再発送に対する料金っていいですか、発生した代金についてはどのような処理をされておるのか、それは個々に持ってらっておるのか、どうしているのか、ちょっと分かればお伺いしたいと思っております。

○村 長

そのことも含めて、ちょっとどういうふうな部分を村が責任を持って行っているかっていうことになろうかと思っておりますので、全部つぶさにといいか、全ての品は無理ですけど、分かるようにお示しをさせていただきます。

○1 番

(片桐 邦俊) 村が全部やっておるわけじゃないと思っておりますので、ふるさとチョイスとか、そういうところも使っておろうかと思っておりますので、そんな部分の対応も含めて、中間の企業の対応も含めたりして、またぜひお伺いできればなあというふうに思っております。

以上お願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議 長

これで片桐邦俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

[午前10時34分 休憩]

[午前10時48分 再開]

○議 長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 飯島寛君。

○2 番

(飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき質問します。質問に入ります前に、多くの議員が一般質問で私と似通った質問をしておりますが、

これは取りも直さず移住・定住を推進して中川村の人口減少をいかに食い止めるかということに着眼した質問であったかと認識しております。

私も当然同じ認識で質問するわけですが、多くの議員が地域おこし協力隊だとかふるさと納税だとかいったいわゆる農業関係を中心に置いたところで質問しておりますが、私は特に商工業に中心をおいて質問したいと思っております。

また、先般来、話に出ておりますが、コロナ禍によって人口異動が起こるのではないかというようなことを思っておりますが、話題となっているテレワーク等につきましては農業とは直接関係ないので、そういったことで、中川村がそういった動向に後れを取ってはいかかなものかということ懸念して質問するものであります。

それでは質問に入ります。

「1 新型コロナウイルス感染症収束後の中川村村政の方向性について」

新型コロナウイルス感染症は、インド型変異株であるデルタ株が猛威を振るい、医療崩壊を招きかねない状態であり、一向に終息する気配は見られません。

加えて、新型コロナウイルスワクチンについても、その効果を一層高めるため米国では3回接種を始めるとの報道もあります。

このワクチンについては、南米の変異株であるラムダ株には50%程度の効果しか見られず、感染力もすこぶる強いという非常に心配される報道もあり、さらにウイルスは変異を続け、二十数種類の変異ウイルスがあり、ミュー株などといったものも現れているところでございます。変異ウイルスによってはワクチンの効果性も問題となっており、私たちの不安を一層募らせております。

私たちの近辺でも感染経路が分からない感染者が出始めています。果たして、今後、新型コロナ感染症はワクチン接種が進んでいけば蔓延が沈静化してくれるのでしょうか。国民が全員不安の中に置かれています。

抗体カクテル療法は比較的軽度の方に効果的であると言われておりますが、重症者には不十分です。デキサメタゾン、レムデシビルも、まだまだ十分な効果は期待できません。新型インフルエンザのタミフルのような特効薬の開発が待たれるところです。

こうした中、当中川村では、村長指示の下、保健福祉課が中心となり国のワクチン接種計画に基づいた接種が順調に進んでいる状況であり、ワクチン接種に関わっている方々に心から感謝とねぎらいを申し上げます。

今般、過疎地域の継続的支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき中川村過疎地域持続的発展計画案が示されました。今回の定例会で議案第3号として提案され、可決、承認されました。

この計画は中川版SDGsというのでしょうか。

この計画は県の指針やガイドラインに沿って策定されておって具体的ではないということだそうですが、計画は令和3年度から令和7年度までとなっておりますので、実施期間は極めてタイトであると思われれます。

新型コロナにさんざん痛めつけられ、まだ出口の見えない中ではありますが、いずれ蔓延は沈静化し終息を迎える日が来ることを見込んで、今後の村政にこの計画をど

のように反映させていくのか、質問事項はいっぱいありますけれども、今回は次の事項についてお尋ねします。

1番としまして、計画案の「第1 基本的な事項」「4 地域の持続的発展の基本方針」の「(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」について質問します。

「①移住・定住の促進」には「住まいを必要とする多様なニーズを把握し、必要に応じて村営住宅等の建設や分譲住宅の整備を進めます。」とありますが、村営住宅等の建設が移住・定住にどれだけ貢献できるのか、またそれは一時的な在在であって永続的な移住とはならないのではないかとといった不安があります。

このため、住宅の促進ということの実効性はいかなものかという観点で村長の認識をお聞きしたいと思います。

○村 長 村営住宅ですとか宅地分譲につきましては、中川村人口ビジョンにあります社会動態の推移と住宅施策を見ますと、住宅供給及び分譲地が販売されると転入人口が増加し転出人口を上回る状況が過去は生まれてきております。平成22年度まで人口5,000人以上を維持できたということは、住宅施策が人口減少緩和に貢献できているというふうに現在考えております。

民間のアパートですとか不動産の専門業者がいないなど移住・定住の受皿が不足している中で、今後は必要に応じて村営住宅の建設や宅地分譲の整備を行い、また発足いたしましたなかかわ暮らし推進協議会で情報を交換し合いまして民間不動産や空き家、空き地の活用を進め、地域の維持発展を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 初めに村営住宅の関係について質問したわけですが、その他の部分についても御答弁いただきましたけれども、くどいんですが、村営住宅に入った方たちが定住しておられるという論証ができているという認識でよろしいでしょうか。

○村 長 全ての皆さんが移住し中川に定住先を見つける、その仮住まいとして公営住宅あるいは村営住宅を使っていたというわけではないと思っておりますが、村は、例えば目的別に若者を応援するための住宅、こういったものも用意しておりますので、これらは、はっきり申し上げて、いずれおうちを見つける、こういう中で中川に宅地を求め、そして住む、こういう方も現れているというふうに思っております。

件数は、ちょっと申し上げることができません。

○2 番 (飯島 寛) 村の認識は村営住宅の増加は人口増加に貢献するという認識を持っていると理解してよろしいわけですね。

続いて、分譲住宅の整備を進めるということになっておりますけれども、現状では小平地区の分譲地の販売もはかばかしくなくて、ホームページの活用が不十分であるという声もあります。

こうした現状認識を村長はお持ちなのかどうか、単なる地方創生の補助金や過疎債確保のための方便では、この計画が持続可能を目指すものではなくてなってしまう。

この点について村長の見解をお聞きします。

○村 長 土地開発公社では分譲地の販売に結びつくように販売促進の取組の強化を始めたところでございます。

首都圏での販売促進を行うために不動産取引の資格を持つ日本で最も美しい村連合の参画企業——サポーター企業なんですけど——こういう関係者の皆さんに分譲地及び民間を含めた村内不動産のプロモーション活動ですとか委託を現在もしております。

この方はシェアオフィスの活用や地域おこし協力隊の募集などでも実際に実績のある方でございまして、こういう皆さんに協力をいただいて首都圏等を中心にして販売を進めていきたいというふうに思っております。

なお、ホームページの中での記載といたしますかがはっきりしないというようなことについては議会の全員協議会でも御意見をいただいておりますので、ホームページのこの面での改革といたしますか、見せ方を直していくというようなことも併せて取り組んでおるところでございます。

○2 番 (飯島 寛) こうした方策は将来的に決して無効ではないという認識で進めているというふうに理解をします。

人口減少に歯止めをかけるという対応策として移住・定住を進めることは異論ありませんし、リニア新幹線の開通や三遠南信自動車道の開通を見込んで方策を講じることは十分理解できます。今の答弁にあったとおりでございます。

そこで、移住・定住を推進するために村営住宅の建設や分譲住宅の整備を進めるのか、その前にまず先ほど来話があります美しい村連合の中川村のセールスポイントを強く村外にアピールして移住・定住希望者の拡大を図って、希望者の拡大が図れた段階で村営住宅等の建設とか分譲住宅の整備を行うのか、まさに鶏が先か卵が先かという議論に発展するかと思います。

私の情報把握が悪いのか、私にはどれだけの人たちが移住・定住を希望し、空き家の利用や村営住宅、分譲住宅の建設を予想しようとしているのか、十分把握ができておりません。

どの程度の実態把握ができているのか、もし数字が分かればどの程度ということですが、これは質問事項にありませんけど、なければ回答しなくて結構ですが、お聞きできませんでしょうか。

○村 長 回答しないというわけにはいきませんが、数字をつかんでいるかということに関しては、このぐらいの方が移住あるいは希望がありますよということが分かれば、逆なことを言うと、じゃあそれに見合ったものを造っていけばいいというふうに思っておりますし、PRをして誘導していくという点からいきますと、このぐらいのものが求められるんだろうという、そういう推測もあろうかと思いますが、ちょっと今はできておりません。

ただ、これはあれですけど、人口減少がやっぱり進んでおります。都会から地方を目指す皆さんもいらっしゃるわけですけど、少なくとも空き家、こういったところの照会がかなりあることは事実です。また新しい住宅が中川村にありますかというお尋ねも何件かあります。それは空いているところの紹介をするということではあります

けれども、このぐらいの需要があるということをつかんでおるところではございません。

○2 番 (飯島 寛) ちょっと厳しい質問をして反省しておりますが、いわゆる需要と供給バランスいうものを視野に入れた取組が必要ではないのかなあ、費用対効果も当然伴うことでありますので、そういったことを念頭に置いて推進いただきたいという私の希望的な質問でございました。

以前の一般質問で、残念ながら村内企業は村内の就職ニーズに応えられる状態にはなくて村外に就職する方が増加しているとともに——これは農業以外の方たちですが——南箕輪村や箕輪町に移住・定住者が多い状況になっていることを申し上げました。このことは村長も記憶にあると思います。

私は、一定の成果を上げるためには、まず成功事例を模倣することがスタートだと考えております。

伊北圏域ではなぜ人口増加して人口減少が抑えられているのか、原因を分析したことがおありなのかお聞きしたいと思います。

○議 長 通告にはないようですが、答えられますか。

○村 長 なぜ村の今ある企業に就職する人が少ないのか、これは募集している業態、人員、これとのマッチングの問題だと思っております。希望している仕事先、こういった企業で働きたい、ここ中川村に希望するところがないからということはもちろんあろうかと思いますが、これは例えば飯島町にもいえるんじゃないでしょうかという言い方はないんですけど、それを中川村で全て賄うなんていうことは無理だと思っておりますし、そのことを行政にどうだというふうに言われても、これはちょっと答えようがないということしか申し上げられません。

○2 番 (飯島 寛) どういうしろということではなくて、こういう状態であるから、例えばの話、就職先がたくさん確保されているから南箕輪は人口減少が進まなくて逆に増加へ転じているだとか、これは私自身の判断で別に何の証拠があるわけではございませんけど、趨勢から判断しての云々ですけど、そういった状況分析をお願いしたいという観点での質問でございました。

次に参ります。

また、こうした移住・定住の推進をするには、高齢化する地域住民の理解を得ることや、現状では地区加入をしない移住者が増えていることに鑑み、地域住民との友好的な関係の構築が厳しくなっている状況かと思われまます。

ここは都会ではありません。私を含め田舎の高齢者はお隣さんが常に気になるものであります。袖すり合うも多生の縁といたしますが、都会から来た若い人たちと地元のお年寄りが親しく打ち解け合うのは非常に厳しいものがあって、地区が二分するおそれもあると思います。

こうした現状をどうやってクリアして移住・定住を進めるのか、村長の見解をお聞きします。

○村 長 この問題は中川村に限らず移住者を受け入れている自治体で押しなべて起こってい

ることではないかなというふうに思っております、どうしても全てのところに横たわっている難しい問題だというふうに思っております。

村は、相談がある物件につきましては地区加入のお願いですとか地区の概要について説明を行っております。

また空き家等改修など補助事業がありますので、こういったものについては地区加入を補助の条件としております。

しかし、これだけでは事は解決いたしませんので、移住者に地区の事情を丁寧に説明し、理解していただくのみではないかというふうに思っております。

また、地区住民においても既存の地区の在り方について検討していただきたいことがございます。

今 27 の地区がありますけれども、受け入れるに際して地区の加入金という制度、これがあるところもあります。

また地区作業の見直し、こういったことを地区の担い手として受け入れていくために検討を始めているというところもあるようでございます。

これはそれぞれの自治組織の問題でありますので、このことを云々言うわけにはいきませんが、調査をする中で、この地区ではこういうふうなことをやっている、地区加入金については幾らである、あるいは取っていない、いつから廃止した、こういったことは資料としてございますので、ぜひこういったことを参考にしていただいて、地区のほうでも御検討の 1 つにさせていただければというふうなことを思うのみでございます。

○2 番 (飯島 寛) この問題は以前にも議論したことがありますが、総代会が中心となって対応することでありまして、以前、私がマニュアルを作ったらどうかということをお願いしましたが、それはとてもできる状態ではないということが言われましたけど、各地区でこのことが結構クローズアップされて問題になっておりますので、そういう現状認識だけはお持ちいただきたいと思っております。

質問を続けます。

今申し上げたこの項目の第 2 項目には現状の問題点としての記載されておりますので詳細は省きますけれども、ある程度の現状認識はされていると思っております。

その中で、近年、コロナ禍を契機として地方暮らしへの関心が高まりつつありますと記載がありますが、これが単純に報道によらず、どの程度の関心の高まりであって、老後のためだけの移住でなく、過疎地域の活性化の一助になれるかどうか、十分な検証が必要だと思っておりますので申し添えます。

続いて 2 番目の質問に入ります。

計画案の「第 1 基本的な事項」「4 地域の持続的発展の基本方針」として「(2) 産業の振興、観光の開発」という項目がございます、その「③商業」には「地域の消費に対するきめ細かなサービスの提供等を推進し、村民の消費要望に応えるよう商業振興を図ります。」とありますが、現状では、中小零細小売業では高齢者の高齢化が進みきめ細やかなサービスの提供は難しく、チャオに集約された商業施設の頼らざる

を得ない状況かと思われませんが、村長の認識はいかなるものでございましょうか。

○村 長 チャオにありますスーパーマーケットでありますけれども、これについては、消費行動の中心、チャオがまさに消費の中心になっておりまして、チャオにつきましては消費者の日用品を買い求める場所としての機能につながっているというふうに思っております。

ただし、飲食店ですとかパン、菓子店、美容院などのサービス業につきましては、数は多くはないかもしれませんがチャオに限らず村内に散在してそれぞれ営業していただいておりますのでございまして、それぞれのお客様、消費者のニーズに応え、個性を生かしてきめ細やかなサービスを提供しているものというふうに感じております。

村では、そのような事業者の PR をパンフレットですとかブランドサイト——これはホームページに載っておりますけれども——などで行っておりますのでございます。

また店舗の改修などに対しても支援を現在行っております、店舗が維持され発展することが村民の様々な要望に応じていくことと考えておりますのでございます。

コロナ禍で苦境の中にある事業者の状況を把握するために職員が商工会事務局とともに各事業所を訪問しヒアリングを行っております、その中で出された課題等は持ち帰って検討し今後の施策につなげていくということを今心がけてやっておりますのでございます。

○2 番 (飯島 寛) 今答弁にありましたいろんな方策は、コロナ対策助成金というかによるところが非常に大きいというふうに私は思っております。今回の質問事項でもありますが、今後、コロナが終息してそういったものの補助金がなくなったときに地元の中小零細小売業はどうなっていくのかということを見守りながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、チャオ内の主たる店舗に対して村民の消費要望に応えるために村民の消費動向をどのようにモニタリングして、それをどのように伝達していくのかといった構想をお持ちかどうか村長にお聞きしたいと思います。

このことについては、スーパーさんですけれども、お客様の中からロットが大き過ぎて小さな世帯では消化し切れないよってというような声がちらちらと聞こえてきます。そういったような情報をつかんでいて、ちょっとロットを小さくすることを考えたかどうか、そういったようなアドバイスができていくかどうかということ、これは一例でございますけれども、お聞きしたいと思います。

○村 長 お客様の声としてお聞きになったということかと思っておりますけど、一般的という言い方ではお答えにならないのかもしれませんが、現在委託をしております経済循環分析業務、それから昨日お認めいただきました村民意識調査、こういったことの中で概要はつかめるのかなあと思っております。

ただし、今おっしゃったような消費者の実際の声、そこで売っている商品、あるいは商品の量が大き過ぎる、あるいは家族単位ではということも当然あるかと思っておりますが、こういったものが全てつかまえられるかどうかは別にして、そういったお声については別のところでもちゃんと生かせるようにしていく必要があるかと思っております。

ます。

また、チャオ内の店舗の情報共有ですとか課題の検討の場として共同店舗総務委員会というものが組織をされておりますので、定期的に会議を持ち、その場で村の意向や様々な情報をお伝えする体制は整っておるつもりでありますし、またチャオ側からいろんな意味での要望、こういう声があるよってということとともに、要望についてはその都度総務委員会を通じて聞いておるというところがございます。

○2 番 (飯島 寛) 前向きな御答弁をいただきましたけれども、村内で重要な商業拠点でございますので、顧客動向を含めて、消費動向等の反映がどのようになされているかというような実態調査は絶えなく続けていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、同じく「③商業」に「地域活性化につながる創業の促進や空き店舗等の活用や後継者育成、事業継承等に対する支援を行います。」とありますけれども、創業希望者の発掘は極めて困難で、少しでも条件がよければ他所に奪取されてしまいます。こうしたことを原因として村内企業はごく僅かにとどまっているのではないかと思われまます。そうした現状認識は当然お持ちだと思いますので、あえてここにそれを載せた理由をお聞きしたいと思います。

○村 長 ここ10年くらいの話でありますけれども、20件近くの創業——創業といっても小さな創業であります。——ですとか法人化が見られております。そういう意味で、全く創業が進んでいないと、何も旧来と変わっていないということではないというふうに私は思っております。

確かに創業をしようとする場合には条件や物件が合わなくて他所を選ぶ方もいらっしゃるんですが、中川村の空き店舗ですとか自宅などを活用して操業を始めた方々もいらっしゃるんです。小規模ながら魅力的な商売をしている方もいらっしゃるわけがございます。

今後も中川村で創業したいという方の希望がかなうように、商工会と協力し創業支援及び相談を行っていきたいというふうに思っております。

また、制度資金や各種補助金等でまた支援もしてまいります。

○2 番 (飯島 寛) かなりグッドシナリオを御説明いただきました。

私が申し上げているのはバッドシナリオがあるよということでございます。

続きまして、空き店舗については、かつて商店街がシャッター通りと呼ばれる時代がありましたけれども、そのほとんどが改善されることはなく、見事復活した話などはあまり聞きません。

若年層の消費は大型店だの量販店だの通販だのネット販売だのテレビショッピングが主流となっておって、あえて小売店のところに足を運ぶ機会が非常に少なくなっております。

こうした中で、空き店舗の活用に活路を見いだそうとする起業家がある程度あると想定しておると思っておりますが、仮に支援してみても起業をしてみても長続きしない可能性が多にあるということが憂慮されます。このことについてどんなふうに考えておられるのかお聞きします。

○村 長 空き店舗につきましては、平成17年度から空き店舗活用の補助事業をつくっております。その活用を進めておるところでございますが、この制度を創設して以来13件の支援がありました。特色のある店舗などがその中で開設をされてきています。

また、途中からは空き店舗に限らず空き施設も補助の対象にし、創業を支援してまいりました。その結果、村内に魅力的で個性のある店舗等が増えてきたというふうに見ております。

また若年層の皆さんの消費行動は、まさに議員御指摘のとおりだと思います。大型店であり、ネット通販——特に大型店については、高森町にある大型店には私の娘夫婦もしょっちゅう行くというようなことも聞いております。またネット通販に移行しているということも事実だと思います。

そういう中で、中川村に行かないと買えないとか食べられない、そんな魅力的な店舗が新たな魅力的な次の店舗を呼び込んでいくきっかけになるのではないかなというふうに思っておりますので、こういう小さいお店、こういったところをやっぱり大事にして育てていく、また守っていく、何かあればいろんな意味で支援をしていくということが大事な点というふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) かなり前向きな御回答をいただきました。

私が申し上げているのは、中小零細企業については独自性の発揮なしでは存続はあり得ないという認識でもって指導に当たっていただきたいし、商工会とも連携して行っていただきたいということをお願いしておきます。

続いて、「④工業」につきましては「既存企業の育成を図るとともに、地域に根ざし安定した雇用確保を支援します。また、立地条件に合った企業誘致を推進します。」とあります。

既存企業の育成とは具体的に何を示しているのですか。

コンサルティング等は商工会や金融機関、税理士が行うものと私は認識しておりますが、村ではどのような方策を講じられるのか、村長にお聞きしたいと思います。

○村 長 地元の金融機関——アルプス中央信用金庫中川支店でございますが——地元の金融機関と地方創生に関する連携協定を締結しております。具体的な取組として金融機関による企業の要望や心配事等を聞き取っていただき村に伝えていただくという、こういうものがございます。

また村の情報を企業に伝えるといった取組を新たにスタートしたところがございます。

また、村の商工会を加えた3者、地元金融機関、村商工会、中川村の3者で連携して取り組んでいく体制をつくりまして、この3者での定例的な情報交換会を開催しております。こういう中で情報共有を行いながら、課題について現在検討をしておるところでございます。この3者がそれぞれの分野に応じた対策を提案し、既存企業の操業の拡張など村が加わってこそできる支援を今後進めていくということになるかと思っております。

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては3者で企業等の情報を持ち寄りま

して対策を検討しながら支援策を制度化してきたところをございまして、こういう3者での取組がコロナを契機にしてより前に進んで連携が密になったというのは——コロナはあってはいけませんけれども、歓迎するものではございませんが——1つの契機としては非常によかったかなと、現在、そういう意味で月1回なんですけど定例定期に会議を持っておるところでございまして、この場を借りて報告をさせていただければと思っております。

○2 番 (飯島 寛) 今の答弁でいきますと、この文言の中には3者というものがたまたまないので、あるよということを前提に理解すればいいというふうに思われます。

これは質問事項にありませんけれども、「地域に根ざし安定した雇用確保を支援します。」となっておりますけれども、既存企業では雇用は充足されていると私は思っております。村内企業は生き残りをかけて可能な限り雇用をスリム化しようとしております。こうした状況にある企業にどう支援するのか、この具体化は非常に難しいと思われま

す。逆に言えば、例えば村内に働く企業がないので村外に通勤する方が多くありますけれども、朝の通勤時などは、国道に出ようとすると、長い坂っていうところを下ってきますと、何度もカーブで内回りをしてすれすれになってすれ違う車がいっぱいあります。非常に危険を感じるわけですが、当然ながら通勤の帰りのときも同じような状態が起きます。とても怖い状態ですけど、村長はこうした状況を当然承知しておられると思いますが、参考までに申し上げておきます。

立地条件に合った企業誘致につきましては、6月の定例会での企業誘致についての私の質問に村長は、

大きな企業じゃなくても、小さい、それほど大きくなくても、IT関連ですとか、いろんな意味で仕事場はそんなに大きくなくても十分できるわけですので、とか、ほかには

仕事をする環境としては、やはりビルとビルの間よりも、同じようにできるのであれば、自然豊かで、ちょっと休んでとか、そういうほうが私もいいように思いますので、そういう企業をぜひ御縁があれば誘致したりしたらどうだろうかという考え方は持っておりますし、サポーター企業の中にも、ちょっとそういうところと、村長、考え方があったらまた紹介してもいいよっていうふうに言うてくださっている企業もありますので、ぜひそういう芽も大事にしながら、今後していきたいなと思っております。

と答弁されております。

この考えは決して間違いだとは思いませんが、現状では移住・定住者が農業関連に集約されておって、雇用情勢も厳しくて村外に雇用を求める状況にあることを鑑みたとき、決して有効打になり得るとは思えませんが、こういった状況を判断したときに6月の定例会での答弁とこの計画書に書かれている事項をどのようにリンクしていくおつもりなのか、案がありましたら示していただきたいと思っております。なければ結構です。

○村 長 実は美しい村連合にサポーター企業として最初から連合の立ち上げに関わっていたいております企業の代表からの申出でございまして、そういうお話を頂いたのは事実でございまして、ただし現在のコロナ等の状況の中で話は前に進んでおりませんが、定期的に懇談を持つ機会がございまして、今後もこういう機会を捉えて、この話題を出しつつ懇談を継続していきたいというふうに思っております。

○2 番 (飯島 寛) 少なからずそういったことに貢献できるという認識をしておられると理解します。

同じく「④工業」に「地元企業の新分野への進出をサポートするため、税制をはじめ各種制度の照会や情報提供を行います。」とありますが、この「照会」という字は仲立ちをするという意味ではなくて照らし合わせるということによろしいのでしょうか。ちょっとおかしいという気がしますけれども。

地元企業の新分野への進出については、まずこの情報は商工会や金融機関、税理士等にもたらされて、次いで企業や商工会や金融機関、税理士から村にもたらされるものではないかと思っておりますけれども、たまたま先ほどあるサポーター企業の話が出ましたけれども、私自身の認識と若干違いますけれども、村長の認識はどんなものかお聞きします。

○村 長 国や県や、あるいはその関連機関にいろんな制度がありますので、各種制度などを照会——照会をするときには照らして合わせるって意味かと思っておりますので、こういう字を使っておるところでございまして。整理をして企業等への情報提供を行うといった内容でこの字を使っておるところでございまして。

地元企業につきましては、地元企業が新しい分野へ進出をしたいというようなことにつきましては、関連の機関——先ほどから言っておりますとおり金融機関、商工会でございまして、と連携して情報収集を行わなければなりませんので、相談窓口につきましては金融機関、商工会、行政など、多岐にわたるわけでありまして。多くは議員の御指摘の流れの中で村にお見えになるのではないかとこのように思っております。

○2 番 (飯島 寛) 「照会」の解釈については村長の解釈を行います。私は制度資金といった制度について紹介、あっせんという観点からいうと字が違うんじゃないかということをおもいましたので、そんなことを申し上げた次第であります。

それから、先ほど来申されておる3者の協定というか、同じ土俵で進めるという方策については、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

同じ計画案の「第3 産業の振興」の「4 工業」「その対策」では「各種制度資金の有効性を促すよう情報提供を行い、中川村商工会の経営指導体制の強化を支援し、工業の振興を図ります。」となっております。

釈迦に説法とはなりますけれども、御承知のとおり制度資金はコロナ対策支援交付金とは異なりましてれっきとした借入金であります。このことは以前にも申し上げていると思っております。幾ら低利で利子補給や保証料を補助しても、借入金には元金の返済

が伴います。

「溺れる者はわらをもつかむ」とか「焼け石に水」とも言われます。制度資金のあっせんに対しましては、企業救済や資金の有効性だけを審議するだけではなく、当該する企業の借入金の妥当性や財務状況、返済能力の有無等を十分に検討する必要があります。資金繰りの苦しさから経営規模以上の借入金を行い、債務超過となり倒産する、廃業する企業を幾つも見てきました。

単に制度資金は保証協会がつきますので保全是充足されているだけの理由ではなく、企業の将来性、これがいわゆる持続可能だというものに匹敵すると思いますけれども、きちんと予想した上で対応していったほしいものであります。

この項目の中に「商工会等の関係機関と連携して、商工業の後継者育成や事業継承を支援します。」とあります。

また文言の話で恐縮ですけれども、この「事業継承」は私の認識では事業継承というの一般的なのではないかと思いますので、御確認をいただきたいと思います。

以上を申し上げて、私の質問は終わります。

○議 長 これで飯島寛君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時32分 休憩]

[午後 0時57分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 大原孝芳君。

○4 番 (大原 孝芳) 私は2問の質問をいたします。

まず1問目としまして「村民を自然災害から守るには」という題で質問をしたいと思えます。

昨今の異常気象、あるいは2011年の地震、いろいろ自然災害はあるわけですが、最近の降雨による災害は目に余るものがございます。そうしたことから、今まで私たちはいろんな形で防災を意識しながら生きてきたわけですが、今までのそういった装備だけで大丈夫かと、そんな思いがしまして、今回こんな質問をさせていただきます。

まず①でございますが、自然災害から命を守るためには日頃から防災知識を身につけてもらうことが大切というように言われております。

9月1日は防災の日でございました。各メディアにおいても、全国各地のそうした防災の日に対する催し、あるいはその日に行われる儀式、そして過去に遡っているようなことをやっている紹介がございました。地域がありました。

中川村におきましては、ハザードマップが各戸に行き届いております。そして自主防災組織が各地区で結成されております。また、毎年、防災訓練も各地区あるいは村の主催で行われております。そしてまた防災士等の拡充、育成、そういったことも行われまして、日頃いろんなことをやっているわけではございます。

果たしてそうしたことの積み重ねで、過去に起きている、また今日起きている、例えば岡谷の若い子どもさん2人、そして親御さんが亡くなるような、そういったことが中川村で起きそうな場合にきちんと対応できるか、そんなことも含めていろいろ考えるところがあるわけでございます。

そうした中で、例えば今私が申しました以外に、昨今の災害を顧みまして今やっていることで十分であるか、そして、もし足りないとするならば行政が主体となって――私はここに防災教育と書きましたが防災教育のようなこと、あるいはそのほかにもいろんな手だてがあるかと思いますが、そういったことができないか、あるいは村民に対してちゃんと啓発できないか、そんなことを含めて質問したいと思えます。

最初のことについては村長が答えていただけたと思いますが、ここに防災教育というような文言を書きましたので、教育長のほうにも学校教育あるいは社会教育の中でのそうした防災の教育についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず私のほうから最初にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、村民の方の一人一人に防災意識の温度差というのがあるということは、議員がここにお書きになっているとおりにかなあというふうに思っているところでもございます。

これは、防災教育というか、今までやっていることで十分かという御発言もございましたが、これはもう切りのないといいますか、常にやり続けるしかないことかなあというふうに思っているところでもあります。

そうした上で、村としましては防災士の育成を進めていくというふうにしておるところでございます。当面は、その資格をお持ちの方を増やしていくということとともに、現在、防災士になられておられる方々はスキルアップにも励んでいただきたいというふうに考えておるところでございます。

現在、地区防災マップ作りを進めておりますが、今年の対象の地区の皆様を対象としまして今月27日に事前学習会というものを計画しております。これは長野県の砂防ボランティア協会の皆様に出前講座をお願いしているものでありまして、村内の防災士の皆さんにも御案内をさせていただきました。このような機会を捉えて見識といいますかスキルアップにつなげていただければというふうに思っているところでございます。

それから、村民の皆様を対象にした学習の機会というか、そういうものにつきましては、現在、村のハザードマップの改定を進めておりますので、改訂版が発行できるようになりましたら、それを解説するというような位置づけで各地区をできれば回って、懇談会のような形式でお話をするような機会をつくれたらというふうに考えているところでございます。

○教育長 防災教育についてのお尋ねでございます。

まず学校教育のほうでありますけれども、学校教育のほうでは主に学校在学時や登下校時の防災についての学習や訓練を行ってきております。

地震等の自然災害や火災、それに伴う集団下校や引渡訓練等を通して自分の命は自

分で守るということを学校では子どもたちに意識してもらうことを狙いの1つとして取り組んでいるところがございます。これを年間を通して計画的に実施しておりますけれども、これまでどおりでよいかというようなお尋ねの中では、やはりこういう訓練の在り方については、様々な工夫をして子どもたちがより緊急度を持って対応できるような取組の工夫の仕方があるかなあというふうに思っております。

また地域防災の観点としましては、これまで中川村が経験してまいりました未曾有の災害である三六災害等として学ぶ機会をつくってきております。その記憶を伝えていくよう折々に取上げ学習してきておりますけれども、本年度は60年目に当たるというようなこともありまして、校長講話で取り上げていただいて子どもたちに語りかけるとような取組も学校のほうにはしていただいたりしています。

また社会教育のほうであります、これまでに公民館も関わっております3者共催講演会で令和元年度に「地域の力で村を守る みんなでつくる安全な暮らし」と題した講演会を開催し、防災についての見識を深めております。

折々にこういう形でのテーマでも研修をしてきておるわけですが、現在、公民館活動で防災や災害時の対応等について研修ができないかを検討しております、静岡県危機管理局が企画、開発した避難所運営ゲームHUGという防災カードゲームがありまして、これを分館単位での研修に活用できないかということで今借り受けまして、内容等を確認して検討しているところがございます。このゲームは大規模な災害時に応急対策活動の中でも特に重要な活動の1つである避難所の運営についてゲームで疑似体験をするというような内容のものになっておりまして、そういう日常的な公民館活動の中でも活用ができるかなということを思っております。もし導入するという方向になれば分館のほうにも紹介をして活用していただけるように取り組むように今は考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今、総務課長のほうから防災士に対するお答えをいただき、それから教育長のほうからは公民館の中でも防災に対して関わっていくということでした。

私の地区の分館なんかでも公民館活動の中で今言ったことを全てまとめてやるということじゃなければやればできると思うんです。ですので、非常に試みとしては可能性があると思って、今お話を聞く中でいいことだと感じました。

それで、防災教育っていうのは幅が広いものですからいろいろなことがあると考えられます。

私は最近思うんですけど、例えばなぜ土砂災害が起きるかっていうことをたどっていくと、例えば中川村の土質って、地質ってどういうもんかっていうところから感じ取れることがあると思うんです。例えば畑の土の色が変わったり、地区によってみんな土目が違いますね。そういうふうに自分たちの生まれ育ったところ、あるいは越してきたところがどういう地質であるか、そういう学問的な面からもやっぱり感じ取ってもらうとか、それから防災ということですから実際に起きたときにどうやって逃げようとか、それから避難所の問題とか、いろいろあるんです。

多岐にわたってやり方はあると思いますので、もしも今お答えいただいたことがい

ろんな形で行われれば、中川村は防災の村として、防災に取り組んでいる特化した村としていけるんじゃないかと思います。そうすれば今まで私たちが報道で承知してきたようなああいった悲惨な事故が防げるんじゃないか、そんな気がするわけでございます。

では次に参りたいと思いますが、過去、このところ2回ほど警戒レベル4で発令された避難指示がございました。全協でもその詳細については説明を受けました。役場の職員の対応、それから避難所の人数とか、そんなことがございました。

それで、7番議員からも昨日、避難所の問題について、要支援者の問題がありました。

それから最近の県の報道では、例えばコロナウイルスに感染した人で自宅待機していた人が避難しなきゃいけなくなったときに避難所はどう対応するかっていう問題が県内で起きたときに、その対応では個人情報で扱っていたために保健所と避難所とが連絡取れなくて困ったっていうようなことです。だから非常に今の状況っていうのは分かっていない部分がいっぱいあると思うんです。そうしたことを私たちは学びながらこれから進めていくことがいいと思います。

したがって、過去、このところ2度ばか避難指示を経験されていますので、検証は十分にされているかどうかちょっと分かりませんが、もし行政のほうで課題があるとすればこれからどういうことに対応していかなければならないかっていうことをまずお聞きしたいと思います。

○総務課長 避難指示であります、お話のとおり昨年1回、それから今年も既に1回の発令をしたところがございます。

自主防災組織の皆様の御協力をいただく中で、本当に危ないなとこちらが思っているところにつきましては多くの方が避難をしていただいたのかなあというふうに思っております。

特に今年8月の豪雨のときには、避難指示を発令した各戸に自主防災組織の役員の方がもう直接訪問していただいて避難をお願いしたというふうにお聞きをしております。大変ありがたい取組であったなあというふうに思っておりますが、しかし、そこまでしてもなお御理解をいただけなかった方もいるというふうにお聞きもしております。やはり対象となった方全てが避難するんだという、そういう重みがやはり全ての方に浸透するということまではいっていないのかなあというふうにも感じますし、どうしても発令が夜になりがちだという傾向もございますが、そういう夜間の非常に危険な避難を避けて、なるべく明るいうちに避難をするんだという、そういうこと意識づけということも大切なあと、この点も改めて伝えていかなければいかんのかなあということも感じたところでございます。

これには特効薬といいますか、こうすれば大丈夫だというものがございますので、地道に取組を繰り返すしかないわけですが、自主防災組織の皆様が戸別に誘導するというのも非常に大変な作業になりますので、何か少しでも軽減できるような、例えばICTを使ったような仕組みがもしあるのであれば、これはまた研究してい

たいというふうに思います。

○4 番 (大原 孝芳) 避難のことについては、例えばおとといだか、茅野市の宮川というところ、そこへ上流から土石流が来て小河川が石で埋まっちゃって、あふれて住宅等が埋まってしまったと、その代わりその地域ではけがしたりそういうことはなかったと、それが大きく書かれていました。つまり避難がいち早くできていたということだそうなんです。それで、その理由としては、中川村でいう地区の総代さんというふうではないと思うんですが、地区の人たちがみんな各戸で声を掛け合って逃げようよって言って回った結果、今回、けがした人とかそういう人はゼロだったっていうふうに今日の新聞に書かれていました。それで、やっぱり、結果、そういうことができるところが人命を救えるっていうのがもうはっきりしているわけなんです。

今まで何もなくて済んできたもんですからよかったです、いざ亡くなられた方が出てくれば本当に皆さん悲しい思いになりますし、私は、本当に何ていうんですか、いたたまれないような気がします。

したがって、ぜひ人の命は助けられるっていうふうに、ちゃんとやれば助けられるっていう、こういった事例もございますので、ぜひ私は村民の皆さんにも分かってほしいし、ぜひ行政としても命を守れると、自然災害でするので建物等の損害はあったとしても命は何とか守りたいと、そういう意志です、ぜひここら辺は検証をしていただいて、避難所に逃げない人もいらっしゃいますし、そういう人もあるんですが、ぜひそこら辺は先ほど言っていたような防災教育で知識をしっかり身につけていただいて、そういった村民の命を守るっていう方向に持って行っていただきたいと思っています。

それで3番にも掲げましたが、中川村というのは地形から見て災害が起きてもおかしくないところです。私もずっと住んでいますが、三六災害以降、そんなに大きな地滑りだとか土石は見たことなんです、ただ、少なからずどこかにもあってもおかしくないと思います。

私たちの子どもの頃は、まだそんなに大きな今ほどの雨は降っていなかったような気がします、今の雨の降り方っていうのは本当に1時間に50mm100mmっていう雨です、本当に怖くなるような、何ていうんですかね、ザーッとって何とも言えないような音がしますよね。ですので、これは本当に災害が起きてもおかしくないような状況ですので、私は、ぜひ中川村は自然災害で命を落とさないようなそんな村にしなければいけない、そのために何をやらなきゃいけないかということを考えていかなきゃいけないと思います。

私は、そのトップリーダーである村長には、ぜひ、中川村から自然災害の犠牲者を出さないという大きな決意の下に、職員の皆さんもそれに伴ってそういった村づくりをしていただきたいと、そんな思いもございますので、この機会に、今、村長には答弁いただいていますので、ちょっとそんな思いを語っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○村 長 総務課長もお答えしておるかと思いますが、村としましては、年1回の防災訓練、

地区ごとに行っております地区防災マップ作り事業等を通じて自主防災組織を中心にして防災に関する知識の習得と避難行動の在り方を学んでいただいております。

この訓練がマンネリであるという評価もあるかもしれませんが、やっぱり繰り返すことによって当たり前のことだというふうにしていく必要があるというふうに思います。村民の皆さんが今後ともそういった活動に積極的に参加いただくことが自助の意識醸成ということにつながっていくのではないかとこのように思っております。

決意をというか、思いを語れるということですが、議員がおっしゃいますとおり毎年のように起きています。近年、大雨洪水警報が発令され、連続降雨により土砂災害警戒情報が発表されております。

高齢者等避難指示、地域全員避難指示の呼びかけに行動を起こしていただける村民の皆さんも増えてきました。先ほど総務課長がお答えをしたとおりでございます。

しかし、全員が行動に移っていただいているわけではございません。三六災害のときを思えばこの程度は大丈夫よと、こういうことをおっしゃる年配の皆さんが意外に多いということも事実だと思います。

また、7番議員指摘のとおり、体の不自由な高齢者や障害のある皆さん、こういった皆さんを避難行動に移す細やかな手だてもまだできておりません。そういう中でやはりまず自分の命は自分でということをするのは、やっぱりどこか無理があるんだろうなということも感じております。

2011年の東日本大震災には、私も初めて経験しましたが長周期の揺れ、そして遅れてやってきた大津波、この惨状につきましてはいまだに目に焼きついているはずであります。

大地震についてはいつやってくるか分かりませんし、プレート境界付近で起きると言われている大地震の確率は今高まっているということも言われております。早く高齢者等の避難計画を地区とともに立てて備えなければならぬというふうに、今いろんな方の質問、やり取りを踏まえて、そういう決意をしておるところでございます。

○4 番 (大原 孝芳) 今の時期は、まさにこれからもまだ台風が来ますし、そして、さっきお昼のニュースを見ていると、徳島県には線状降水帯があって、もう1時間に100mm降っているということで、どこで発生してもおかしくないような状況になっています。したがって、あまり猶予はないと思います。したがって、今言われた皆さんの方針、それから村民に対する啓発、それは待ったなしだと思います。

ぜひ、いつ来ても、地震もしかり、それから土砂災害もしかり、来てもしっかりと対応できるような皆さんの防災の組織としての機能、私もいろいろな今までの指示系統についてはしっかりやっていると聞いています。しかしながら、村民がついてこなかったら全然意味がないわけでございます。ですから、皆さんの一生懸命やられていることがきちんと村民に伝わって、村民は自助であるわけですが、その前に公助としてしっかりやるべきことをやって、そして自助につなげていくと、そういう意味合いで、ぜひまた近い自然災害に対して立ち向かって行っていただきたいと、そんなふうな思いで、この質問は終わります。

次に参ります。

「村における新型コロナウイルス感染症への対応について」ということで、私も何回もこの質問をさせていただいております。

じき収まるんじゃないかと思ったのが今日まで来て、もう1年7か月ぐらいこんなことになっております。

最近思うことは、今有識者も申しておりますが、今回の感染症は災害であると、やっぱり災害という感覚で考えたほうがいいと思います。

例えば中川村も数人ですけどかかられました。決して彼らの自己責任でもないでしようし、そういうくくりではなくて、今回は災害、災害ですから、自助じゃなくて——自助という意味では確にかかからないようにしなきゃいけないかもしれません。しかしこれは災害ですので公助で取り組まなきゃいけない、私はそういうことがまず基本でなきゃいけないと考えております。

したがって、今まで国としては、これから質問することについてはそれなりの補助をしてまいりました。しかし、最後まできちんと公助として全ての国民を助けなきゃいけない、つまり救わなきゃいけない、これが国の責任だと考えております。

まず1番としまして、中川村において企業をはじめ住民への経済的影響、支援策等の現状把握と課題、対応についてということで質問させていただきます。

全協をはじめ、いろんなところで少なからずどんどん動いているっていうことは承知しております。

重複してまた説明を受けるわけですが、ぜひ、ちょっともう一度、最近の流れで結構ですのでお願いします。

そして、今、総裁選の選挙が始まろうとしています。また衆議院選も始まります。したがってコロナ対策に対する大きな財政出動も考えられると思います。これは国として行ってくるわけですが、その間、中川村としてきちんとそういった困っている方を把握し、そして少なからず少しでも安心して暮らしていただけるような、そういう状況をつくっていかなきゃいけないと考えますので、まず1番からそんな質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村長 新型コロナウイルス感染症に対しての対策、これにつきましては、令和2年度に関しては今回の議会におけます決算特別委員会等でそれぞれの村がやってきたところの事業報告をさせていただきますので、それを参考にさせていただくとして、最近の動きについて申し上げたいと思います。

まず最初に、昨日、今日の一般質問の中でも御質問いただいて幾つかお答えをしておりますけれども、経済対策について改めて申し上げたいと思っております。

村の商工会、アルプス中央信用金庫中川支店との情報交換会、これを本年7月以降、定期的に開催をしております。この中では村内の経済情勢の把握に努めておるところでございます。これがまず1点であります。

そういうこともしつつ、8月には飲食店、小売店の聞き取り調査を中川村商工会と一緒に各店舗へ出向き実施しております。飲食店が14店、小売5店を対象に調査を行

い、この中で村の現状、皆さんの置かれている現状、それから村に何を望むのかというようなことについて聞き取りをしてきております。

それから、全般的には、商品券、クーポン券については何回か発行してまいりましたけれども、おおむね好評をいただいておりますかなというふうな評価をしております。

上伊那圏域の県独自警戒レベルがレベル5になったことで一気に客足が遠のいた状況で期間が長引くようであれば経営に大きな影響を与える可能性があるということで、これにつきましてはまだ今後とも経過に注視していき、商品券等については一番効果的なものをこれからの状況を見ながら考えなければならないと、こんなふうにしておるところであります。

それから商工業振興審議会でございますが、この中では、振興審議会の方から言われたことでございますけれども、飲食店ですとか小売事業者の危機的な状況が意見として強く出されております。

また、コロナ禍に起因するウッドショックと呼ばれる工業用木材の不足、高騰、これは、実は請け元、受けたほう、請負事業者の負担となっている実態があるということで、このことについても審議会の中で発言がありました。現実には行政が発注したのも木材が入ってこないということで実際に工程が遅れている、こういう実態もございます。

こういうことをやってきております。

このような直近の状況に鑑みまして、県の特別警報2発出事町村等支援交付金を活用いたしまして、県の営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店事業者ですとか小売事業者を対象とした給付金の支給、なかがわ観光クーポンの拡充による村内消費需要の拡大を図るなど、こういう事業をしていく必要があるという判断をいたしたところでございまして、この後、また皆様にその概要といたしますかを説明させていただきますけれども、最終日に補正予算（第5号）として提出を予定しておると、こんなことを考えておるところでございます。

これが最近の対応ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○4番 (大原 孝芳) 企業についてはいろんなそういう手当てがあります。それから、今回の補正の中でも例えば者高齢者家庭に対してそういった対応もするという事なんですが、私は同志の方と話をしているんですが、中川村がどうかっていうことじゃないんですが、伊那谷において非正規の皆さんたちが非常に——村長の最初の挨拶にもございました。ハローワークの求人倍率の話もされていましたが、割といい方向に向いているっていうような話をされていましたが、非正規については非常に厳しい状況で、特に伊那谷が悪いって言って、今日、私は数字を持っていませんが、私の仲間はそれを持ってきて、これってどうなっているのかって、なぜ伊那谷ってこうなっているのかっていうような話をされたわけです。

ですので、例えばここに書きましたように、企業はそこそこ持ち直してきているっていうか、いろいろの援助でいいですけど、例えば見えない、例えば独り親世帯であったり、そういう非正規の方が私は中川村のどれほどいらっしゃる川ならないですけど、

そういう人たちの状況ってなかなか行政の中でも見えてきていないんじゃないかと思うんですね。

ですので、こういう人たちがどういうふうに今のコロナの影響を受けているかっていうところを、私が調べてほしいんですけど、そういうような把握っていうのが行政のほうではなかなかできていないと思うんですけど、ちょっとそこら辺もお聞かせ願ってよろしいですか。

○村 長 非正規の皆さん、いわゆるパートですとか一時的な雇用で働いていらっしゃる皆さん、こういった皆さんの状況については、確かに、誰それさんはどうですかという、そういう統計を取っているわけではございませんけれども、今度、生活実態の調査を補正予算でお認めいただきました。この調査の中に実態についてどうでしょうかということに記載していただく項目がございますので、こういうことを通じて実態を把握していきたいというふうに考えております。

○4 番 (大原 孝芳) 今言ったような人たちが本当に今の国の支援策で救済されるかっていうところを非常に私は懸念するわけでございます。

したがって、今回のアンケートが出てくればそういうことの実情も分かると思いますので、最初に申しましたように災害として考えれば何らかの形で税金を使って救済しなきゃいけないんですね。そういう認識で今回のコロナっていうものを国はじめ一地方自治体も——基礎自治体はお金がないから国、県の対応を待たなきゃいけないんですが——そういう気持ちで彼らを救っていくと、私はそういう認識で取り組んでいくことが大事じゃないかなと今考えていますので、また村長にもこの辺は、また後日でもいいですので、そういう災害っていう認識を共有していただければありがたいと思います。また何かあったら後で言ってください。

じゃあ次に入りたいと思います。

都市部では感染者の急増により軽症者は自宅療養させられている。村の関係圏域というか、県内の状況はっていうことで質問させていただきます。

この件については都市部のほうが顕著でありますので、なかなか中川村の実態とはかけ離れていると思うんですが、つまり、私は、なぜ自宅療養させるのかといたら、自宅療養せざるを得ないような状況で、病院には入れられない、つまり中等症でないと病院に入れないとか言って、あんたは軽いから家にいと、そしてそこで急変して亡くなった方もいらっしゃいますよね。もしあなた方の、私たちの、担当者の身内が、大事な人がこうなったら、どういうふうな反応をするんでしょうかね。つまり日本っていうのは今こういう状況なんです。

私は、村民の皆さんはそういう状況にはないかなと思うかもしれませんが、感染拡大は収まっているみたいですが、今の村の、あるいはこの圏域の状況がお分かりになりましたら、それからまた中川村でもお二人が感染したんですが、その方々はPCR検査の後すぐに専門の病院に入られたとか、そこら辺がもしお分かりでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○村 長 中川村は上伊那圏域に所属しておるわけでございますけれども、このことの状況も

含めて報告をさせていただければと思います。

中川村村民の方ですが、これまでに新型コロナウイルス感染症に一昨年ほとんど年末にお二人の方が発症して以後、感染症に5名の方が罹患をされております。いずれも自宅療養ではなく医療機関での対応となっております。

また、本人以外の方への感染拡大はなく、よかったなあと思います。

もっと言いますと、学校、保育園、こういうところに感染が広がると大変なことになったのではないかという感想を持っておりまして、今のところであります、これになかっただけでもよかったなあというふうに思っておるところです。

上伊那圏域での現在の状況について申し上げます。

長野県が発表する以上の詳細については公表がされておられません。

ですが、分かっているところで申し上げます。

伊那保健所管内の入院患者数について申し上げます。

日々報告があるんですけど、2日くらいにわたって申し上げますと、9月5日の段階では入院患者数が46人です。そのうち感染源が分からない例が46人の中で7人、調査中の例が4人、無症状病原体保有者、キャリアの方が10人というふうな内訳のようであります。

これが、昨日の発表でありますけど、9月7日の段階では、伊那保健所管内の入院患者数は25人に減っております。感染源が分からない例が12人、調査中の例が4人、無症状病原体保有者が7人というふうに加減しておる段階ですけれども、感染源が分からないという例が逆に増えているところが気になるなあというふうに思っております。

また、いわゆる北信、東信、中信、南信というふうに加減を確保しておりますので、この使用率について申し上げますと、南信の中等症・軽症者用病床の確保病床使用率であります、8月31日には50%に上っております。8月20日だったと思っておりますが、医療非常事態宣言が発令をされたところでもあります。

9月2日にはやや下がりました46.7%になったところでもあります。

9月6日の段階では31.%ということで3分の1まで下がってきております。

こういう数字について把握をしておるところでございます。

○4 番 (大原 孝芳) 今のお話の中で8月の一番大変なときが50%ぐらいということで、それがもっとどんどん埋まっていってしまうと自宅療養っていうふうなことも考えられるわけですよね…… (村長挙手)

そういうことですかね。ごめんなさい、私の理解が間違えていましたかね。すみません。

○村 長 途中ですみません。1つ申し上げ忘れてました。

自宅療養をされている方はいません。全て病院での療養ということでございます。

○4 番 (大原 孝芳) すみません。理解力が足りませんでした。

そういうことで、村の関係圏域についてはそういったテレビ等で報道されていることはないということでございます。

しかし、あまりにも、何ていうんですかね、日本という国はコロナの対策としては非常にお粗末な、そういう実態だと思います。

したがって、私たちは終息するかしないかっていうのは我慢できるんですが、まだほかにやることがあるんじゃないのっていう、そういうようなことが非常に考えられるわけです。

それで最後の質問になりますが、国と県でもって、村も一緒になって動くんですが、ワクチンを打って自然にコロナウイルス感染症も収まってくると、そういうもくろみでずっと動かしてきました。それでオリンピックもやりました。しかし現在の状況です。それは皆さん御承知のとおりいろんな変異株があるということであるでしょうし、また2番議員のさっきの質問にもありましたがワクチンも3度打たないと効かなくなってきていると、そういうような状況です。

そういった中で私たちが今できることって何かっていいいますと、感染しないっていうことなんでしょうね。

それで、村では早くから帰省する子どもさんたちに抗原検査、そういったものを行ってきましたし、今回についてもやっています。

それから、その後に続いて県なんかも抗原検査を無料でできるっていうような方向に動いているんですが、私もちょっと詳しくは調べていないんですが、少なからず制限もあるんでしょうね、何でもかんでも誰でもやりたい人ができると、そういうことでもないんでしょう。

つまり、今、中川村でこういったものを利用して、それできちんとかからないようにして現在に至っているっていうような方っていうのは、その動向をちょっとお知らせしたいと思います。どのような状況でしょうか。

○村 長 村では感染の有無の抗原検査の補助を行っておりますが、それについて申し上げます。

令和2年10月から新型コロナウイルス抗原検査等補助交付金要綱、こういったものを制定いたしまして、これに基づいて抗原検査とPCR検査の費用に対して補助を行っております。

当初は、成人式に帰省する新成人の方、また村内医療機関や介護サービス事業所の従業員の皆さんに対して安心して帰省または従事できるよう制定をいたしたところでありますが、本年4月からは対象者を拡充し、村内に在勤している方、在住者も利用できるようにいたしました。

また利用回数の制限も撤廃をしております。

これまでの実績につきましては、令和2年度は申請件数が26件、PCR検査が13件で抗原検査が同じく13件でございます。

補助金の総額は22万3,300円でございます。

内訳ですが、学生が25件、介護事業所に従事されている方が1件という件数でございます。

令和3年度8月末現在であります。申請件数が22件あります。PCR検査が4

件、抗原検査が17件ございました。

補助金の総額は15万7,200円となっております。

繰り返しますが、この補助金につきましては該当者であれば回数の制限はありませんので、学生は帰省の際に、一般の方は仕事関係での越県等の際に活用していただき、必要なときに安心できるよう利用いただければいいというふうに思います。

今後も周知にもっと努めて利用の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○4 番 (大原 孝芳) 抗原検査をするときに今は制限ありますよね。誰でもできるっていうわけじゃないんですよね。誰でもできるということではなくて要件がありますよね。

例えば私たちが議員のほとんどはみんなワクチンの注射を打っていると思うんですが、つまり、お金のことを考えなくて言うんですが、要件があることのほうが大事なのか、それともやりたい人が全て利用できて、そして例えば心配だったらやればいいんですよね。それで、かからない、うつさないっていうことです。

だから、それは、例えば村は進んでやっているんですが、私は国としても全ての人、やりたい人にそういった検査が全部できるっていうことがコロナの対策には一番いいと、それで、もしかかったらそれべしの対策をするっていうふうに、そういう対応っていうのができないものでしょうか。

○村 長 これは直接の御質問にはなかったわけでありまして私の感想を申し上げたいと思います。

実は、今年の夏でありました。上伊那に長野県の警戒レベル2が発出をされました。そのときに、これは県の負担になるかと思いますが、駒ヶ根市、宮田村、それから伊那市の飲食業関係者の皆さん全員に対してPCR検査を行ったわけでありまして。従事されている方に陽性者は1人も出なかったということがあります。

これは何を言っているかっていうと、1つは、そういう皆さんは十分注意をして、お客様の受入れもそうですし、何ていいますか、自らもそうなんだろうけど、そういういわゆる感染の自粛をなささいという地域には、仕入ですとか、いろんなところへ仕事には行っていない、お客様についてもきちんとそういうことで8時以降はお酒の提供をしない、全てお帰りになったときには全部消毒をするというようなことと自らも注意をしているという中で、これは出なかったということですから、いわゆる必要な人全てにPCR検査をすべきであるということが本当に正しいかどうかっていうことは、これはちょっと疑問が残るというような言い方もできるわけでございます。これは保健所の保健所長さんがおっしゃっていたことでありまして、確かにそういうことも言えるかなあとと思います。

私どもとすれば、幸いなんですけど、そういう前提があって初めていいわけですから、何か仕事でどうしても行かなければいけない、そして帰ってきたときにはしばらくの隔離期間といえますか、自宅で自粛をしている、そういうときにPCR検査で安心していただく、家族や周りの人にもそういうことが分かるようにする——別にそのことを人に言う必要はありませんけれども——という検査のほうがやはり効果がある

だろうということを思っているわけで、こういうことに関しては、やはり国も、考え方とやり方になるんでしょうけれども、経済的な動きを止めるわけにはいかないとしたらPCR検査の効果的なやり方っていうのはもっとやるべき、考えるべきだなというふうなことも思っておる次第でございます。

○4 番 (大原 孝芳) 今のお話なんですけど、検査をしたい方ができるような体制は、例えばお金を払ってやるっていうのと、ただ無料でできるっていうのは全然意味が違いますね。ですので、そういうハードルを低くしてあげて、つまり心配な人にはちゃんと検査してもらっていくっていうことなんで、多分、宮田や駒ヶ根の問題は、飲食店の衆はほとんど強制じゃなかったですかね。ですので、私は今そんな感想を持ちました。

要は、これは先ほどから申しておりますが災害でありますので、私はそういう認識なんです。例えば自然災害でもきちんと最後まで手当しますよね。だから、これもきちんと行政が税金を使っているいろいろやるべきことなんです。ですので、私はそういうスタンスで国、県にも言っていきたいし、それで、それに伴って基礎自治体もしっかりそういうことを認識してやっていただくといい方向に行くんじゃないかと、そんな思いがしています。

以上で質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時50分 散会]